

平成24年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成24年6月12日(火)

議事日程(第2号)

平成24年6月12日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

13番	茅根 猛 議長	16番	山口 恒男 副議長
1番	藤田 謙二 議員	2番	赤堀 平二郎 議員
3番	木村 郁郎 議員	4番	深谷 渉 議員
5番	鈴木 二郎 議員	6番	平山 晶邦 議員
7番	益子 慎哉 議員	8番	菊池 伸也 議員
9番	深谷 秀峰 議員	10番	高星 勝幸 議員
12番	成井 小太郎 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	17番	川又 照雄 議員
18番	後藤 守 議員	19番	黒沢 義久 議員
20番	沢 畠 亮 議員	21番	高木 将 議員
22番	宇野 隆子 議員		

欠席議員

11番 荒井 康夫 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	江幡 治 総務部長
佐藤 啓 政策企画部長	岡部 芳雄 市民生活部長
塙 信夫 保健福祉部長	井坂 孝行 産業部長
鈴木 典夫 建設部長	荻津 一成 会計管理者
鈴木 則文 上下水道部長	福地 壽之 消防長
山崎 修一 教育次長	宇野 智明 秘書課長

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長 関 勝 則 次長兼議事係長
榊 一 行 総 務 係 長

午前 10 時開議

○茅根猛議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 21 名であります。

便宜、欠席委員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。

11 番荒井康夫議員、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○茅根猛議長 諸般の報告を行います。

5 月 30 日付で、つくば市柴崎 9 5 5 5、脱原発ネットワーク茨城世話人、江口肇氏、小張佐恵子氏、長田満江氏から、東海第 2 原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める陳情書がお手元に配付しております写しのとおり、提出されておりますのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○茅根猛議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、今期定例会の一般質問から再質問以降の質問は質問席で、答弁は自席で発言するよう、一問一答といたします。また、発言時間は質問、答弁を合わせて 60 分、執行機関には質問の数値や指標を確認するための反問を認めますので、あらかじめ申し添えます。

それでは一般質問に移ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

2 番赤堀平二郎議員の発言を許します。

〔2 番 赤堀平二郎議員 登壇〕

○2 番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。通告に従いまして、2 項目 3 点ほど質問させていただきます。

最初に、震災、大津波によって、今なおご苦労の中におかれておりますところの被災地の皆

さんに関することをございます。復興支援、震災瓦れきの受け入れについてご質問させていただきます。

本年の3月の市議会定例会議におきまして、東北地方の震災瓦れきの受け入れに関する決議が賛成多数をもちまして、原案可決されました。賛同されました同僚の皆さんには心から敬意を表する次第であります。報道によりますと、この震災瓦れきの受け入れに対して、異議を唱える住民の皆様がいるとのことをございますけれども、その方々をお願いしたいと思います。しばし立ちどまっていたきまして、震災、津波によって家を失い、多くの肉親、友を失い、いまにも折れそうになる心を懸命に奮い立たせ、一步でも前に踏み出そうとしている被災地の皆さんの心に思いをはせていただきたいと思います。あの震災に続く福島原発によって、多くの在留外国人が国外退去する中、あえて来日し、被災地の皆さんと日本の国民に対しまして、支援と連帯のメッセージを発したレディー・ガガさんの姿を思い起こしていただきたいと思います。

歌手の加藤登紀子さんのロシア民謡のアルバムの中に、「満州の丘に立ちて」という曲がございます。その歌詞の一節でございます。「静かに時は流れ 荒れ果てた戦いは今は過ぎて 十字架にひざまずいても 眠る若者たちは二度と帰らない 泣け泣け母よ 涙流せ妻よ 泣けよロシア1つに定めを背負う」という一節、歌詞でございます。戦争と災害、日本とロシア、それぞれの国と状況は違いますが、私自身、日本という国土に同時代に生きるものとして、今もって大変なご苦勞の中におられる被災地の皆さんの心をおもんばかり、寄り添い、そして少しでもその痛みを分かち合うべきと考えます。

埼玉県の上田知事のコメントでございます。広域の瓦れき処理が放射性物質の拡散につながるというイメージが流れている。とんでもない誤解が日本じゅうを出回っている。また東北の有力地方紙でありますところの河北新報は、宮城・岩手両県の瓦れきは放射性物質の影響も少なく、明らかに風評被害と言える。被災地の痛みを分かち合ってもらえないかと書いております。また、JR貨物も瓦れき専用列車を検討し、広域処理に全力を挙げるとのことです。

そこで、お伺いいたします。当市といたしまして、この震災瓦れきの受け入れをどのように考えておられるのか、今後どのような方針で臨まれるのか、お聞きいたします。

2番目でございます。教育問題についてお伺いいたします。

最初に、学校の調査事務についてお伺いいたします。私の友人の中には多くの教職経験者がおります。その友人たちとの会話の中で、子どもたちと向かい合っている時間を少しでも増やしたいと思うけれども、そのこと以外のことに時間が割かれてしまい、なかなか思うようにいかないという話を聞きました。

4月1日、文部科学省は、都道府県や市区町村の教育委員会が学校を対象に行う、さまざまな調査業務の実態把握に乗り出すという方針を決めたようであります。教員にとって大きな負担とされ、多忙化の一因となっている事務作業の仕分けを行い、子どもと向き合う時間の確保につなげたいという考えであるとされております。教員の皆さんの多忙化は、さまざまな要因が絡んでいるとされております。子どもの多様化や保護者対応の負担増、事務作業の増大等々

でございます。

2006年の文部科学省の調査では、会議や報告書作成、保護者への対応等を含めた中学校教員の残業時間は、1日平均2時間超であり、休憩時間9分とのことであります。また、土日も教材研究や部活を指導することが一般的になっているわけでございます。教員の皆様は大変多忙の中におられるようでございます。また、10年度にうつ病等の精神疾患で休職した教員は5,407人、調査を始めた1979年度の実に8倍とされております。調査業務も含めた事務負担が過剰であることも増加の原因にあると見られております。文科省は各教諭の調査業務につきまして、本当に必要性があるのか、教委の異なる部署が同じ内容の要請をしていないか、毎年実施を隔年に移行できないかの点検をするとのことであります。

そこでお伺いいたします。当市における学校調査業務の実情についてお聞かせ願いたい。

続きまして、もう1点をお伺いいたします。

以前にも一般質問させていただきました、生徒児童の皆さんの通学時における安全確保の問題であります。まだ記憶に新しいと思えますけれども、京都府亀岡市で通学時間帯に極めて悲惨な事故が発生してしまいました。児童、そして妊娠中の親御さんを含む死傷事故でございます。その後、愛知、大阪と類似の事故が立て続けに起こっております。文部科学省は5月25日、通学路の危険箇所の点検を通知したと聞いております。

前回の質問でも指摘しましたとおり、幸久地区下河合町大判屋さんから峰山中学校までの北に延びる通学路について、特に渋江川から北の部分、極めて狭隘な状態でございます。自転車通学の生徒にとっては、自動車とすれ違うときに危険を感じる状態ではないでしょうか。さらに、雨天時におきましては、ますます危険性が高まってくることが予想されます。亀岡市の例に待つまでもなく、幾ら生徒さんが注意しておっても、無謀な運転や過失によって事故に巻き込まれる可能性があります。十分な幅員を確保することが望まれます。市の対応をお聞かせ願いたい。

以上、3点について答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○茅根猛議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔岡部芳雄市民生活部長 登壇〕

○岡部芳雄市民生活部長 震災瓦れきの受け入れに関する今後の方針でございますが、茨城県では受け入れに前向きな自治体を集めて、説明会や意見交換会を開催いたしまして、その中で瓦れきの広域処理に関しては、災害廃棄物の放射性物質濃度の受け入れ基準を、国の基準よりも厳しい、1キログラム当たり100ベクレル以下という県独自の基準値を示しました。その後、当市では受け入れに係る県との個別協議の中で、受け入れ量、瓦れきの種類、輸送方法、受け入れ時期等を協議いたしまして、基本協定の締結など県と連携を図りながら、受け入れ準備を進めているところでございます。

また、市民に対する災害瓦れきの安全性につきましては、受け入れ前に環境省と県が中心となりまして住民説明会を開催予定しておりまして、あわせて県と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 調査文書等に関する事務負担の軽減についてお答えいたします。

教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、県では平成21年度から教員の業務の効率化に向け、調査報告書の作成や会計処理、会議のあり方など校内11の主要業務を見直し、そのうち調査報告書では類似した調査物を統合したり、毎年調査しているものを隔年で実施したりするようにしております。また、データの電子化や情報機器を有効に活用し、調査物等の負担軽減を行い、学校事務の効率的な処理を図っております。

本市でもこの趣旨を踏まえて、特に調査内容によっては、学校へはおろさず教育委員会で処理したり、調査項目を削減したりして、学校の負担を軽減しております。今後とも県に対し、調査文書の縮減について働きかけるとともに、市でも調査文書や会議等のあり方について一層の見直しを図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるように努めてまいります。

次に、通学路の安全確保についてお答えいたします。市教育委員会では児童生徒が安全に通学できるよう、毎年全小中学校、幼稚園を対象に、通学・通園における危険箇所の調査を行って、通学路危険改善要望箇所の取りまとめを行い、教育委員会が改めて現場を確認した上で、関係機関等に改善を要望しております。

議員ご質問の峰山中の通学路のうち、下河合町大判屋さんから峰山中学校まで北に延びる市道は、渋江川から北の部分の幅員が狭くなっております。このため、通学する生徒の安全を確保するため、午前7時半から午前8時10分まで、大判屋さんから峰山中学校までの道路は、農耕車以外の車両の通行は禁止されております。この交通規制がきちんと守られるよう、学校やPTAが立哨し、生徒が安全に通学できるよう努めているところでございます。ただ、中には交通規則を守らない車両があることから、まずは今後とも警察を初め、関係機関に働きかけ、違反車両の取り締まりを強化していただくなどして、生徒が安全に通学できるように努めてまいります。

○茅根猛議長 赤堀議員。

〔2番 赤堀平二郎議員 質問者席へ〕

○2番（赤堀平二郎議員） それでは、震災瓦れきの受け入れにつきまして、2度目の一問一答形式でお尋ねいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、この震災瓦れきの受け入れにつきましては、これは当然ながら費用というものがかかっているはずでございます。その場合の処理費用の財源と言いますか、裏打ちと言いますか、その点についてご説明いただきたいと思ひます。それと、震災瓦れきの受け入れの処理につきましては、どのような施設をお使いになるのか、それもひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○茅根猛議長 市民生活部長。

○岡部芳雄市民生活部長 1点目の処理費用でございますけれども、一たん市が負担いたしまして、後に国へ請求という形になります。

それから、どこの施設で受け入れるのかというご質問でございますけれども、増井町にあります中間処理施設である市の清掃センターでございます。

以上です。

○茅根猛議長 赤堀議員。

○2番（赤堀平二郎議員） ありがとうございます。

続きまして、県の安全基準が一応1キロ100ベクレルということでございますけれども、国の今まで定めた安全基準というのはお幾つなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それと、私、ちょっと調べてみたんでございますけれども、これは震災瓦れきとはちょっと離れますけれども、一般食品の安全基準を調べましたらば、アメリカで1,250ベクレル、EUで大体1,200、国際基準1,000ベクレルとなっているわけでございます。震災瓦れきとはまたちょっと違いますけれども、国は最近まで500ベクレルと、さらに厳しく100ベクレルということでございますので、私を感じますところでは、県の基準といったものは非常にシビアなものではないかというふうに感じておりますけれども、国の安全基準というのはお幾つなのか、お尋ねしたいと思えます。

○茅根猛議長 市民生活部長。

○岡部芳雄市民生活部長 国の安全基準につきましては、1キログラム当たり240ベクレルでございます。

○茅根猛議長 赤堀議員。

○2番（赤堀平二郎議員） わかりました。

続いて、震災瓦れきの受け入れに関してですけれども、どの地域のどういった瓦れきを受け入れるように考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○茅根猛議長 市民生活部長。

○岡部芳雄市民生活部長 どの地域の瓦れきを受け入れるのかというご質問でございますけれども、茨城県との協議の中では、宮城県の石巻ブロックといたしまして、石巻市、東松島市、それから女川町でございます。

それから、どのようなものを受け入れるのかということですが、これについては受け入れる瓦れきの種類について、今後県とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○茅根猛議長 赤堀議員。

○2番（赤堀平二郎議員） わかりました。

石巻市の瓦れきにつきましては、新聞等でちょっと見つけました。これは北九州市の話でございますけれども、石巻市の震災瓦れきを80トン試験焼却したということでございます。この市長さん、北林市長さんといわれるそうでございますけれども、個々の住民さんに対する説明の中で、健康や環境への影響はあり得ないというふうに断言したというような報道もございます。

続きまして、この住民説明会でございますけれども、こういった形でどういう方を対象に行

うのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○茅根猛議長 市民生活部長。

○岡部芳雄市民生活部長 震災瓦れきにつきましては、先ほどもご答弁したとおり、増井町にあります清掃センターにて受け入れとなります。それで、清掃センター周辺の増井町、新宿上町、下大門町の3町内で構成いたします常陸太田市中間処理施設等の環境保全協議会がありますが、この場で説明会を設けまして、さらに環境省、県が主体となった市民を対象とした住民説明会などを開催いたしまして、瓦れきへの安全性を説明していきたいと考えております。

以上です。

○茅根猛議長 赤堀議員。

○2番(赤堀平二郎議員) この震災瓦れきの受け入れに関しましては、最も山形県が進んでいるという話でございます。山形県は昨年8月、県内施設で震災瓦れきを受け入れる基本的な考えを公表した。柱となるのは民間施設の活用、多重的に安全性を確かめる仕組みだというふうに考えております。

また、埼玉県におきましてはセメント会社や、愛知県は中部電力とトヨタ自動車と連携しながら受け入れを検討しているということでございます。民間の協力を得て、震災瓦れきを受け入れる山形方式は、地域のモデルになると一般に言われております。ぜひとも、民間との協力、官民一体となった震災瓦れきの受け入れ処理ということについても、もしできましたらば、その辺の考え方というものをお聞かせいただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○茅根猛議長 市民生活部長。

○岡部芳雄市民生活部長 ただいまの議員さんのご質問で、山形県が注目を集めているというのは、焼却施設とか最終処分場の受け入れの余力が乏しいということで、山形市とか村山市の民間の廃棄物処理施設などに着目いたしまして、地域住民の理解を得ながらビジネスとして受け入れてきた実績を持つ施設でございます。

ただいまの民間の活力ということに対しましては、検討していきたいと考えております。

○茅根猛議長 赤堀議員。

○2番(赤堀平二郎議員) 震災の瓦れきにつきましては、以上のような形で終了したいと思います。

では続きまして、教育問題の中の調査業務でございますけれども、現在の常陸太田におけるところの具体的な件数等の状況、それからどういったものが調査業務として行われているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 ただいまの調査業務の件数でございますが、市単独の調査というのはほとんどありませんで、国と県の調査が多ございます。県ではとりあえず21年度に策定した指標では、依頼縮減を求めるということで限りなくそちらに近づいている状況でございます。

また、内容につきましては、学校の基本調査とかあるいは不登校の子どもたちの状況調査と

かでございます。直接担任に負うという調査はそのように数はございませんので、お答えいたします。

○茅根猛議長 赤堀議員。

○2番(赤堀平二郎議員) 私が聞いたところでございますが、大ざっぱなものでございましょう。調査文書の数は、学校を対象としたものが43件、教育委員会を対象としたものが41件、このような形になっているということでございます。その他、教育委員会及び学校へその他依頼文書の数が37件、結構多ございますので、これを極力仕分けしていただいて、簡素化していただいて、先ほど言いましたように、子どもたちと教員の皆さんが向かい合っている時間を何とか確保していただきたいと思います。

○茅根猛議長 今のは要望でよろしいですか。

○2番(赤堀平二郎議員) はい。

では引き続き、通学の安全の確保について質問してまいりたいと思います。この前、私、峰山中学校のほうに出向きまして、幸久地区におけるところの自転車通学の数、私の家の前を通ります349旧道、そのルートを利用している自転車通学の方が16人、それと、大判屋さんのほうから峰山中学へ通っている方が41人とのことでございます。

交通規制は確にかかっております。ただし、私ごとではございますけれども、早朝の犬の散歩等で見ますところによれば、既に生徒さんたちは交通規制前、7時30分以前にもう登校しているというのが現状でございます。その辺のいわゆる交通規制が完全に、効果的に機能しているかどうかという問題についても、ご検討いただきたいと思います。

それと、これは地域の方に聞いたお話でございますけれども、農耕車とすれ違うときに自転車通学の生徒さんがそれを避けようとして、水田に転落したということが起こっているようでございます。このようなことが過去にもあったというふうに思われます。その辺のところは把握しておられるでしょうか。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 学校の子どもたちの事故については、学校から事故報告として上げていただいておりますが、負傷事故でありませぬので、教育委員会にはその事例については上がってきておりませぬ。

○茅根猛議長 赤堀議員。

○2番(赤堀平二郎議員) この通学路の幅員の問題ですけれども、これは児童の通学からちょっと外れますけれども、農業に従事している方も、あそこは狭いので農耕車との接触の可能性もあるし、また農業従事者に関するものも。通学路の安全確保とはちょっと外れてしまって申しわけございませんけれども、そういうこともございますので、ぜひともスムーズな対向車との交換ができる方策、対策を要望といたしまして上げてまいりたいと思いますので、私自身、地域の皆さん、学校そしてPTA、さまざまな方と連携をとりながら、早急にあそこの通学路の問題、安全確保に取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひとも執行部の皆さんにも早急な解決策を行っていただければ幸いであるということをお願いいたしまして、私の一般質問を終

了させていただきます。

ありがとうございました。

○茅根猛議長 次，1番藤田謙二議員の発言を許します。

〔1番 藤田謙二議員 登壇〕

○1番（藤田謙二議員） 1番，藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から1年3カ月が経過しようとしています。頻繁に起きていた余震も1年を過ぎたあたりから，以前と比べると大分回数も減り，地震への不安もいつときより和らいできているように感じています。学校などの教育施設を初め，パルティなどの文化施設や公民館など社会教育施設等々，市内公共施設の復旧工事もおおむね順調に完了するなど，迅速かつ計画的な対応とあわせて，工事に携わった関係者の方々に敬意を表する次第であります。

一方で，異常気象によるゲリラ豪雨や雷，テニスボールぐらいの大きなひょう，そしてつくば市北条地区で発生した巨大竜巻など自然が猛威を振るい，これまでの予測を上回るような自然災害がいつ，どこで起きてても不思議でないといった環境になっています。改めて災害対策における公共機関による救助支援などの公助，地域住民相互による援助である共助，自らが自らを守るという意味での自助，それぞれの必要性並びに行政と地域住民の連携，及び的確かつ迅速な情報の伝達など，東日本大震災の経験が無駄にすることなく，行政の役割，地域住民の協力体制についていま一度しっかりと検証し，今後の防災活動に生かしていかなければならないと感じているところであります。

そこで，今回は災害に強い地域づくりを構築するに当たってといった観点から，3項目8件について質問をさせていただきます。

まず1つ目，自主防災組織についてでございます。本市では平成10年度から町会を単位とした自主防災会が結成されてきています。昨年の4月1日現在，いわゆる震災当時の状況としましては124町会中，101の防災会が組織されていて，76.7%の組織率ということでありました。それを平成23年度内には100%，すべての町会において結成推進を図るといった目標で取り組んでこられたと思いますが，現在の結成状況についてお伺いいたします。

また，それぞれの組織づくりに当たっては，消防職員や団員OBなどを防災委員として専門的な啓発活動や防災活動の役目を担ってもらえるよう，配置するようになっていますが，現実的には町会によっては該当者がいないなどの問題も発生しています。そこで，24年度の施策方針にも掲げている，防災に関する自主的な行動を高めるための知識や技術を普及できる防災リーダーの育成が重要になってきますが，今後どのように進めていく予定なのかをお伺いいたします。

さらには，日ごろから組織として仮に災害が起こったとしても，その予測される災害を最小限にとどめるような予防活動を行うことが大切になってまいりますが，平常時の活動を推進するに当たり，今後の方策についてお伺いいたします。

そして，昨年の震災の際にもうまく機能した組織とそうでなかった組織など温度差があった

ことと思います。平常時の活動にも関連しますが、組織は立ち上げたものの、具体的にどういった活動をしていったらいいのかよくわからないといった現実も否めないと感じています。そこで、今年3月11日には市職員対象の防災訓練が行われていましたが、市全体として防災の日を制定するなど市職員及び各自主防災会が連携して、総合的に訓練を実施することが必要であると感じますが、考えをお伺いいたします。

2つ目は、震災の記録についてでございます。この件については昨年6月の定例会の中でも質問させていただいていますが、その際、今回の大震災は大きな傷跡を残しており、今後の防災対策に活かしていくことは大切であると考えているため、被害状況や大震災への対応等についての資料を収集し、記録として保存することについて検討するとの旨、答弁をいただきました。ただ、当時はまさに復旧のさなかであり、即対応することは難しい時期であったことは十分に承知しております。

しかし、そのときも述べさせていただいたように、100年に一度とも言われる大震災に遭遇した今を生きる私たちは、今回の経験を過去のものとしてせず、しっかりと後世に伝える責任があるのと同時に、50年後、100年後の地域を守る私たちの子孫が未来の防災の1つの参考になるよう、反省点や改善策も含めて、1冊の記録誌のような形として編纂してみたいかかと提案させていただいたわけでありまして。改めて1年が経過した中、その後、写真や記録等の収集状況は順調に進んでいるのかについてお伺いいたします。

そして、県内でも高萩市や北茨城市、大洗町など被害の大きかった自治体は、既に同様の記録誌を発行するなどしています。改めて再度、市内の災害状況や対応などをまとめた記録誌の作成について考えをお伺いいたします。

3つ目は、災害情報の配信についてでございます。震災以降、多くの市民が防災行政無線から流れる災害情報に敏感に耳を傾けていたことと思います。また、福島原発事故による放射性物質の農畜産物の測定結果や公共施設の放射線量の測定結果も、ホームページ等を通じて随時公表するなど、その情報配信については高く評価をしております。そして、今年からはメール一斉配信サービスや緊急速報エリアメール、さらにはツイッターやフェイスブックなど新たな情報機能が加わり、充実を見せてきております。そのような中、特に災害情報に関する配信については一定のルールを持って取り組む必要を感じています。

先日29日の夕方から未明にかけての長時間にわたる強い雷雨の際には、常陸太田市にも大雨、土砂災害、浸水害、洪水警報が発表され、テレビやラジオ等でも浅川の警戒水位を上回った件や床下浸水などの被害が出ている旨、報道されておりました。ネット上でも災害を心配する市民の皆さんが情報をやりとりする中、県の防災危機管理課のホームページでも、各市町村の発表する情報提供を注視するよう呼びかけておりましたが、22時以前には防災行政無線を初め、ホームページや災害情報メール、ツイッターやフェイスブックのすべてにおいて、何の情報も流れていませんでした。22時20分ごろになってようやく、里川の増水による西宮橋、八幡橋、新落合橋を通行どめにした旨、初めてメールで流れてきて、その後は翌30日の9時ごろに通行どめを解除した旨、配信されてきたといった状況であったわけですね。

市民からは警報が発表されているのだから、防災行政無線やホームページ等で状況や情報を配信してほしいとの意見も伺えました。そこで、災害情報の配信について、防災行政無線が効率よく市民に情報を伝えやすい、一番効果的な伝達手段と考えますが、その運用に当たっての放送時間についてお伺いたします。また、多くの市民のもとに的確な情報を届けるためには、1つの手段だけではなく、幾つものツールを使用することが重要になってくるわけですが、防災行政無線と災害情報メール、メール一斉配信サービス、さらには緊急エリアメールも含めた相互の連動性についてお伺いたします。

以上8件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願いたします。

○茅根猛議長 答弁を求めます。総務部長。

〔江幡治総務部長 登壇〕

○江幡治総務部長 初めに、自主防災組織の現況と課題についての4つのご質問にお答えをいたします。

1つ目の結成状況についてでございますが、平成23年度に太田地区と久米地区の23町会で結成をされましたので、124の町会すべてにおいて結成をいただいている状況でございます。

2点目の、防災リーダーの育成の今後の予定でございますが、消防本部と連携をいたしまして、講習並びに実技による研修会を予定してございます。1つの組織2名等でのご参加をいただきまして、124の自主防災会を2回に分けて開催をしてみたいと考えてございます。

3点目の平常時の活動の推進であります。これまでも自主防災組織を結成しました後には、久米地区や機初地区などというように地区を単位として、自主防災会の防災訓練を実施してきてございます。引き続き、訓練の準備を含めまして、各地区での防災訓練の実施の協力、支援を行ってまいりたいと考えております。また、防災リーダー研修会につきましても、組織の育成、活動の活発化を推進することを目的として実施することとしたものでございます。あわせて、各種の情報や防災関係の資料の提供など、組織の強化に向けた指導協力を行ってまいります。なお、ハード面の支援としまして、全組織を対象に今年度から3年間で、防災資器材整備の補助を行うこととしてございます。

4点目の防災の日の制定と総合防災訓練の実施についてであります。総合防災訓練につきましては、訓練の内容や規模にもよりますけれども、その準備期間、人員の課題等もございまして今後検討してまいりたいと考えております。また、防災の日の制定につきましては、国において9月1日を防災の日に定めております。これを受けまして、県におきましては市町村持ち回りで総合防災訓練を行っているような状況もございまして、現段階では市独自の防災の日を制定する考えは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、震災の記録についてのご質問についてお答えをいたします。

1点目の写真や記録等の収集状況についてでございますが、これまで市役所の内部におきまして、各課等へ震災関係の資料について保管と提供を依頼してきたところでございますが、写

真の記録が少ないような状況でございます。このため、記録誌の作成に当たりましては、再度資料等の有無について確認を行いながら、収集を行ってまいりたいと考えております。

2点目の記録誌の作成についての考え方でございますが、復旧・復興計画に掲載しておりますように作成する考えでおります。

次に、災害情報の配信についての2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の防災行政無線の放送時間帯についてでございますが、平常時におきましては、人命等にかかわるものなど緊急性のあるもの以外は、おおむね午前6時から午後10時までの放送として行うこととしております。特に、金曜日の午後6時50分につきましては定時放送としております。この災害関係の放送につきましては、雨量や被害の状況に応じまして、避難勧告や通行どめなど緊急性の高いもの、あるいは市民の皆様の日常生活に支障を与えるものなどにつきましては、適宜放送を行っているところでございます。

2点目の防災行政無線と一斉メール配信などの連動性につきましては、昨年の震災の経験を踏まえまして、市民の皆様への情報発信の手段としまして、メール一斉発信、エリアメール、フェイスブック、ツイッターなどの運用を始めるなど拡充を行ってきたところでございます。現在は、防災行政無線で放送をしました災害関係の情報につきましては、メール一斉配信とホームページに掲載をすることとしております。

○茅根猛議長 藤田議員。

〔1番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○1番（藤田謙二議員） ただいまは各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。それでは、何点か再質問させていただきます。

大項目1の（1）①については理解しました。そこで②の防災リーダーの育成についてですが、いつごろからスタートするのかお伺いをしたいと思います。

○茅根猛議長 総務部長。

○江幡治総務部長 防災リーダーの研修会でございますが、現在、消防本部とその訓練の内容について詰め作業をしているところでございます。10月までには実施をしたいというように考えてございます。

○茅根猛議長 藤田議員。

○1番（藤田謙二議員） いつ災害が起きても不思議でない異常気象など天災等が心配される昨今、防災リーダーの育成こそが防災組織、各単会ごとの自主的な行動や組織同士の連携、さらには会員の意識の向上にもつながるものと思いますので、ぜひ計画的な育成を要望いたしまして、この件については質問を終わります。

次に、③の平常時の活動の推進については、現況理解はいたしました。その上で、活動するに当たり、気になるのが組織の規模の違いです。昨年度発足に至った太田地区を見ても、山下町など大規模な町会は676世帯もある一方で、西一町は19世帯、東三町は22世帯、西二町は23世帯、東一町28世帯というように世帯数にも大きな違いを生じていますことから、おのずとその活動自体にも違いが出てきてしまうものと懸念をいたしております。そんな背景

の中、今後、町会といった単位を超えた組織の統合や連携が大切になってくると感じていますが、ご所見をお伺いいたします。

また、全組織を対象に、今年度から3年間で防災資器材整備の補助を行うとのことですが、どのような順番で今後考えているのか、含めてお伺いをいたしたいと思います。

○茅根猛議長 総務部長。

○江幡治総務部長 まず、自主防災会の組織の統合などについての考え方でございますが、この自主防災会につきましては、構成員の人数あるいは高齢化の状況、考え方などさまざまなものがございます。このようなことから、組織間の連携あるいは統合などについても今後は必要になってくるものと考えておりますので、必要に応じて調整してまいりたいという考えでございます。

また、防災資器材の整備の補助につきましては、自主防災会の結成を推進してまいりましたのが平成10年からでございます。こういったことから、結成をしてきた順に、順次助成をしてまいりたいと思います。3年間でございますので、1年間におおむね40の組織を対象に補助をしてまいる考えでございます。

○茅根猛議長 藤田議員。

○1番（藤田謙二議員） 防災組織は小さい規模の組織ほど高齢者の割合が高く、若い世代の方が少ない傾向にあります。ぜひそのような組織への連携やサポートを要望いたしまして、次の質問へ移ります。

④については、市独自の防災の日を制定することは難しいということでありましたけれども、総合的に訓練を実施することで、仮に災害が起こった場合に、行政と各防災会または近隣防災会同士の連携など有効に機能することと思っておりますので、ぜひ実現に向けて検討いただきますよう要望いたします。大切なことは市民一人ひとりの意識づけであって、天災は忘れたころにやってくるということわざがあるように、用心を怠らないようにすることが重要ですので、組織強化に向けたフォローを重ねてお願いいたしまして、大項目1の自主防災組織についての質問を終わります。

続いて、大項目2の震災の記録についてですが、(1)①については現況理解しました。その上で、市役所内部での写真の記録が少ない状況であるという中、市役所外部いわゆる一般市民の皆さんからも写真などの提供を依頼するなど、広く公募することも有効なのではと考えますがご所見をお伺いいたします。

○茅根猛議長 総務部長。

○江幡治総務部長 記録につきましては、市役所の内部で引き続いて収集に努めてまいります。ただ、必要に応じまして市民の皆様へも提供を依頼することにつきまして、検討してまいる考えでございます。

○茅根猛議長 藤田議員。

○1番（藤田謙二議員） 実際にほかの自治体でも、市民や茨城新聞社などの民間企業にも協力を要請して、資料収集に努めたという話も聞いております。ぜひ広く依頼のお願いをしてい

ってほしいと、これも要望をいたしたいと思います。

②の記録誌の作成については、作成する意思を改めて確認できましたので、今後実現に向け期待をいたしております。参考までにこちら、高萩市が昨年12月に4,000部発行しまして、すぐに完売してしまったため、今年1月に1,500部追加発行した記録誌であります。茨城新聞社が製作に携わり、1部400円で販売したことにより、製作にかかった諸経費を賄ったそうであります。ほかにも、北茨城市や大子町も同様に茨城新聞社製作により発行しており、笠間市は地元印刷業者で製作するなど、県内で先進地も幾つかありますので、情報収集の上、常陸太田に最も適したスタイルで進めていってほしいと願っています。

また、あわせてこれから発行するに当たっては、早い自治体に発行した他の自治体の記録中心のものから、復旧に当たり反省を踏まえた改善策など、将来に役立つ内容を含めた記録誌となりますことを要望いたしまして、大項目2の震災の記録についての質問を終わります。

最後に、大項目3の災害情報の配信についてですが、(1)①については理解いたしました。緊急性があるものについては、夜中であろうが必要になるケースもあろうかと思えます。一般的には午後10時ごろまでが妥当であると私も感じております。そこで、②についても現況理解しましたけれども、その上で、1回目の質問でも事例として挙げさせていただいた29日の件ですけれども、私も防災行政無線やホームページも小まめにチェックしておりましたけれども、メール一斉配信サービスからの災害情報のみで、ほかは配信されなかったように感じておりますけれども、その点の状況、再度お伺いをいたします。

○茅根猛議長 総務部長。

○江幡治総務部長 防災行政無線につきましては、地区ごとにエリアを限定して放送ができるようになってございます。先月の29日の大雨の際には、里川にかかる3つの橋を通行どめとしたところでございますが、これによりまして大きな影響を受ける地区ということで、機初地区、西小沢地区、幸久地区、佐竹地区に限定をして放送をしたところでございます。一方、メールの一斉配信サービスにつきましては、登録されている方全員に送信をしますことから、防災行政無線の放送をしなかった地区の方についてはメールの配信のみということになってございます。

○茅根猛議長 藤田議員。

○1番(藤田謙二議員) ということになりますと、防災行政無線の放送エリアを限定した場合、メール一斉配信サービスをされた方が対象が違ってくるということになってくるかと思うんですが、防災行政無線の放送エリアを限定した場合は、他の地域には情報が流れないわけですから、連動しているという部分で矛盾が生じてくるケースも出てくるかと思えます。エリア限定放送の場合は、その旨、放送の冒頭に例えば、この放送はどどこ地区限定で放送ですというような前置きコメントを付け加えるなど配慮いただくように、ぜひ検討いただきたいと思えます。そうでないと、放送を聞いた方は、エリアを限定ということは全く知らずに、市内全域に放送されていると感じてしまうでしょうし、そんな状況のときにエリア以外の市内の方と連絡をとり合ったと想定すると、情報がかみ合わなくなってくるなどの問題とつながってくる

と思いますので、ぜひ前向きに検討いただきますようお願いを申し上げます。

いずれにしましても、異常気象が続く昨今、予期せぬ天候状態による災害が心配されています。特に警戒情報が発表された際には、その状況の変化を、今充実してきています各種配信手段において、まずは防災行政無線というのが全戸に情報を流せる手段ですので、防災行政無線で。そしてその後、ネット環境の備わっている方へのホームページ配信、さらには登録制であるメール一斉配信サービスや緊急速報エリアメール、そしてフェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービスといったように、優先順位を設定して使える媒体を最大限に活用して、的確な情報を迅速に伝えるよう努めていただきたいと思います。

そして、登録制のメール一斉配信サービスなどは、今や多くの方が携帯電話を所有しているわけですので、その効果を高める上でも、登録者が増えるような働きかけというのも非常に重要になってきますので、あわせてこちらにも要望申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○茅根猛議長 次、6番平山晶邦議員の発言を許します。

[6番 平山晶邦議員 登壇]

○6番(平山晶邦議員) 平山晶邦です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

私の質問は、財政健全化に関する条例制定について、震災木くず処理に関して市庁舎への警察の家宅捜索について、生活保護世帯の増加について、市営住宅の状況についての4点の質問をいたします。

第1の質問として、財政健全化に関する条例制定について伺います。今、国においては巨額の政府債務や高齢化社会への対応をめぐって増税議論が行われ、消費税がどのようになっていくのかが大きな問題となっています。社会保障と税の一体改革が議論になっているのです。これは、国にお金がないので、これからの国の将来に対してどのように取り組んでいくのかの議論だと思います。国の公務員の報酬も8%近く削減され、公務員のあり方まで問題になっているのです。

このような状況の中、常陸太田市の予算は国の状況に大きく左右される、交付税や特別交付金や補助金に大きく依存した予算となっています。茨城県で一番特別交付税をもらっているのは常陸太田市なのです。また、常陸太田市の状況は平成27年には合併算定替、すなわち合併したときの交付税をそのままもらっていた状況がなくなります。約20億円の交付税が減額となってしまいます。国の予算が厳しい中では今後、国からの交付税や交付金の交付見直しが行われると予想することが必然です。

また、常陸太田市は、県内でも一、二位を争う急速な人口減少と少子化・高齢化が進んでいる地域です。それに伴って、社会保障の予算が増加する傾向にあります。そして、市税などの自主財源はますます乏しくなることが予想されます。将来においても、常陸太田市の行政経営が継続できる財政基盤を確立することが必要です。

皆様も新聞報道でご存じだと思いますが、龍ヶ崎市は「財政運営の基本指針等に関する条例」

の制定に取り組んでいます。その条例案には、次の4点が中心となっているとのことです。1、受益者負担の原則による公平性の確保、2、将来世代に過大な負担をかけない公共社会基盤の整備、3、市財政の現状や将来について、市民と共通認識を持つための積極的情報開示、4、健全化実現の市独自の数値目標の設定です。客観性ある数値目標を市民に提供することで、一貫した方向で市が行政経営を進め続けられるものと考えます。これらの内容は、県内一財政力がない、国に大きく依存している常陸太田市こそが取り組まなければならない条例であると考えます。財政健全化計画を一步進めた、明文化し、強制力を持たせる意味で、財政健全化条例を制定する必要があると考えますが、執行部のご所見をお伺いをいたします。

第2の質問として、本市の震災木くず処理についての、警察の市庁舎への家宅捜索について伺います。

常陸太田市が裁判所の令状に基づく警察の家宅捜索を受けたことは、市始まって以来の出来事ではないでしょうか。私たち議員は、議員全員協議会で説明を受けましたが、市民は新聞報道のみであり、なぜ家宅捜索を受けなければならなかったのか、何があったのかを理解できておりません。私もいまだ今回の震災木くず処理にかかわる事件において、市は加害者なのか、被害者なのかは理解できておりません。刑事事件でありますので、今後その全容が明らかにされていくと考えますが、令状に基づく家宅捜索を市が受けたことは、大変重く受けとめなければならないと思います。

そこで1として、現在も捜査中の刑事事件でありますから、捜査に支障がない範囲で結構です。市民に対して、この議会の場を通じて、今回の事件の経過を説明していただきたいのであります。2として、今回の事件は市が家宅捜索を受けた事態を踏まえて、市の最高責任者として市長は道義的責任をどのように考えるのかについてお伺いしたいのであります。

次に、項目の第3の質問として、生活保護世帯の現状についてお伺いをいたします。

人気お笑い芸人の母親の生活保護受給をめぐる報道を機に、生活保護のあり方について注目が集まっています。生活保護制度は、生活困窮者が自立していくためには絶対必要な制度であることは、皆様もご理解いただいていると思います。しかし、不公平感をなくし、制度の信頼を守っていくことも必要です。

そこで1として、常陸太田市においても生活保護世帯が増加している状況について、生活保護世帯数の19年と24年を比較した状況と、なぜ生活保護が増加しているのかをどのように分析しているのかをお伺いをいたします。2として、生活保護者への扶養義務は必ずしも強制的なものではないことは理解しておりますが、生活保護の開始に当たり、生活保護者への扶養の義務を負うのは何親等までなのかをお伺いをいたします。3として、生活困窮者の自立のための制度であるわけでありますから、現在、生活保護を受給している方についても、毎年生活状況を調査し、自立に向けて行政も努力していると考えますが、その状況についてお伺いをいたします。

次に、項目第4の質問として、市営住宅の入居状況と滞納状況についてお伺いをいたします。

市営住宅の設置は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給するとい

う目的であります。高額な所得を有する人を市営住宅に入居させていく必要はありません。先日テレビのニュース「報道ステーション」で、ある市では市議会議員が25年も市営住宅に住んで、住宅の改築などを行い、多くの批判を浴びている状況を問題としていました。また、家賃についても低廉な家賃であるわけでありますから、行政の公平性の確保から、市営住宅の家賃を滞納していくことを認めるわけにはいきません。

そこで1として、現在入居している方々の毎年の収入申告を査定して、入居条件に合っているのかを調査し、入居状況を把握しているのかについてお伺いをいたします。2として、市営住宅の設管条例第19条では、納期期限後の滞納については、延滞金年額14.6%を割り増して延滞金を納付することになっておりますが、現状はこの条例どおり延滞金を取っているのかについてお伺いをいたします。3として、滞納状況が悪質な場合は法的措置を講ずると、以前私の質問に対して答弁しておりますが、現実にあれから数年たっておりますが、法的措置を行った実績はどのようになっているのかについてお伺いをいたします。悪質な納税者はどれくらいの人数なのか、どのくらいの金額の滞納を持っているのかについてもあわせてお伺いをいたします。

以上、大きな項目4点の質問をして、私の第1回目の質問といたします。

○茅根猛議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 震災に伴います木くずの処理に関しまして、不法投棄の懸念があるということで警察の家宅捜索を受けた件につきまして、市長として道義的責任をどう考えるのかというご質問にお答えをいたしたいと思っております。

震災瓦れきの処理につきましては、これまで市民のためを思いまして慎重かつ丁寧に処理してきたつもりでございますが、このように家宅捜索を受けるような事態となりましたこと、本当に市民の皆様にご迷惑をお与えすることになりましたこと、心からおわびを申し上げる次第でございます。少し、私ごとになりますが、私も市議会議員をやっておりました平成15年のころに、高貫町で大規模な不法投棄が発生をいたしました。その時点におきましても、県警との連携の中で犯人を逮捕すべく、調書等の作成に協力をした経験もございまして、不法投棄に関しまして、厳しくこれを対応することは今もその気持ちは変わっておりません。

そのような観点から、本事案につきましては、ただいま県警本部におきまして立件になるかどうかを含めて捜査をしている段階でございます。捜査結果が明確に示された段階で、私の監督責任を含めた処分と、さらには絶対再発防止をさせないための対策等々について、きちっとした検討をしてまいりたいというふうに考えております。なお、議員ご発言の中で、議員さんへの全員協議会での説明、そしてまた新聞等でしか市民は知り得ていないというご発言がございましたが、本年5月8日に全市内の町会長会議を開催しておりまして、一般会計を中心とした平成24年度の事業報告、説明にあわせまして、その時点で、最初のあいさつの中で私からこの事案に関する概略を説明いたしまして、町会長の皆さんにはおわびを申し上げたところでございます。

以上です。

○茅根猛議長 総務部長。

[江幡治総務部長 登壇]

○江幡治総務部長 財政健全化に関する条例制定についてのご質問にお答えをいたします。ご質問にもございましたように、龍ヶ崎市が9月の定例会に提案する予定で進めております「財政運営の基本指針等に関する条例」につきましては、より健全な財政運営を行うための数値目標の設定、市民への財政状況の公表などを条例に明文化をしまして、強制力を持たせることにより、さらに踏み込んだ改革を進めるという内容で、成立をすれば県内自治体で初めての条例制定ということになります。

その特徴的な内容としましては、議員のご発言にもございましたように、1つには受益者負担の原則に基づいて、公共施設の管理運営の方針を策定する。2つには、将来世代に過大な負担をかけないため、施設の建設に際して、地方債の返済や管理運営にかかるコストの試算と財政運営の影響額を算出すること。3つには、市財政の現状や将来についての共通認識を持つため、新たに長期的な財政収支見通しを策定すること。4つには、財政指標を用いた財政運営の目標を設定すること、そしてこれらをすべて公表するというものでございます。

このような龍ヶ崎市における財政健全化条例の内容につきましては、基本的に本市においても考えを同じくするものでございます。本市におきましても、今後しっかり取り組んでいく必要があると考えておりますし、また取り組んでまいりたいと考えてございます。しかし、本市におきましては財政力指数が低いことなどにより、国の予算の影響を大きく受けることによりまして、財政運営を長期的に見通すことが難しいなどの課題もございまして、条例を制定することにつきましては、これからの研究課題としてまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 市民生活部長。

[岡部芳雄市民生活部長 登壇]

○岡部芳雄市民生活部長 震災木くず処理事案に係る警察の市庁舎への家宅捜索についてのご質問にお答えいたします。

まずその経過でございます。震災により排出された瓦れきのうち、木くずにつきましては宮の郷工業団地内の一角を県より借用いたしまして仮置き場とし、平成23年の4月2日から市民からの搬入場所といたしました。その後、株式会社北越フォレストと震災木くずの処理に係る委託契約を締結いたしまして、仮置き場から工場までの運搬及び木くず処理が順調に進んでまいりました。

処理が終息いたしまして、県有地の返却に当たりまして、表土にのめり込んでおります木くずを取り除き、原状に復する必要があるということから、表土の一部をはぎ取り、その土砂を再利用する方向で考えていたところ、北越フォレストから土砂を再利用できる業者がいて打診されまして、それを了承し、依頼いたしました。その後、北越フォレストが委託した業者が、仮置き場から那珂市内の砂利採取場へ土砂を搬出いたしました。搬出された土砂が不法投棄の疑いがあるということで、本年の1月16日に宮の郷工業団地内の仮置き場にて県警本部、

市職員2名が現場確認をいたしました。

2月2日には太田警察署にて、職員が事情聴取に協力したところでございます。4月24日には、県警はこの業者を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、さらにまた砂利採取法違反の容疑で家宅捜索を行いまして、同日、市環境政策課も県警の家宅捜索を受けまして、関係書類等が押収となった事態でございます。市ではその後も警察の事情聴取に協力をいたしまして、捜査の推移を見守っているところでございます。

○茅根猛議長 保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 生活保護世帯が増加している状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、生活保護世帯数の平成19年と24年を比較した状況と、増加した分析についてでございますが、平成19年4月1日現在の生活保護の受給世帯が156世帯であったのに対し、平成24年4月1日現在では237世帯と、この5年間で81世帯、52%増加しております。その内訳であります、世帯主が事業者である世帯が30世帯、高齢者世帯が23世帯、母子世帯及び世帯主が障害者である世帯が10世帯、65歳未満の稼働年齢者が失業などの理由で保護となったその他の世帯が18世帯となっております。

受給世帯が増加しました要因につきましては、平成20年秋のリーマンショック以降の、長期にわたる景気の低迷によります地域経済及び雇用環境の悪化、高齢化の進展などが考えられますが、生活保護を受給する世帯の状況は個々に異なっているため、受給世帯ごとに現状に即した援助方針を樹立いたしまして、細部にわたる指導、支援を行うことにより、引き続き生活保護世帯の自立に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護者への扶養の義務を負うのは何親等までなのか、生活保護者については毎年調査をしているのかとのご質問でございますが、扶養義務を負いますのは直系血族3親等以内となっております。生活保護の申請を受理した後、戸籍調査を行いまして、扶養義務者に対し、援助できるかどうかの調査を行っております。また、扶養義務者に対し、精神的な支援や金銭的な援助の可否を毎年確認しているところでございます。

生活保護者に対しましては、不正受給を防ぐために、収入があった場合には必ず申告する、そういうことを徹底して指導しておりますが、給与や年金など受給者の収入状況につきましては、正確に収入申告されているかどうかを確認するための課税調査を毎年実施するほか、受給世帯ごとに援助方針を樹立し、定期的に家庭訪問を行い、受給者の自立支援に努めております。具体的に申し上げますと、生活保護担当ケースワーカーが、受給世帯の状況に応じまして月1回以上の訪問を要しますAケースから、1年に1回の訪問を行いますC^〳のケース、6段階の区分により、直接本人への面接指導を行っております。なお、平成23年度は就職先が決まるなど、収入を得まして自立できました受給世帯は7世帯ございました。今後も生活保護制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○茅根猛議長 建設部長。

〔鈴木典夫建設部長 登壇〕

○鈴木典夫建設部長 4問目、市営住宅の入居状況と滞納状況についてでございます。

まず1つ目の入居している方々の毎年の収入申告を査定して、入居状況を把握しているのかというご質問にお答えいたします。

入居及び収入状況を把握するため、毎年7月から8月にかけて、入居者から収入の申告をしていただき、収入額の認定をしております。その結果、収入月額が15万8,000円までの一般世帯が426世帯で、全体の78.2%となっております。また、収入月額が21万4,000円までの高齢者のみの世帯や、小学校への就学前のお子さんがある世帯など裁量世帯が52世帯で、9.5%でございます。収入超過者に該当する世帯が65世帯で、11.9%でございます。高額所得者に該当する世帯が2世帯ございまして、0.4%となっております。この収入状況を確認した上で、収入超過者世帯及び高額所得者世帯につきましては、割り増し家賃を徴収するとともに、住宅の明け渡しについて通知の発送及び指導を実施しております。

2つ目の市営住宅の設管条例第19条では、納期期限後の滞納については延滞金額を取ることになっているが、現状はどのようになっているのかというご質問でございます。

市営住宅の目的は入居対象を低額所得者としておりますので、まず滞納家賃の納付を優先して納めていただいております。延滞金は徴収しておりませんでしたが、条例に基づき延滞金についてもあわせて徴収するべきであったと思われまます。しかし、この割合について適当なのか、また生活困窮者に対して徴収することが果たして市営住宅の目的に即しているかなど、条例改正に向けて見直しをしているところでございます。

3つ目の滞納状況の悪質な場合は法的措置を講ずると以前答弁しているが、法的措置を行った実績についての質問でございます。

市営住宅の滞納状況でございますが、5月末現在で3カ月以上の滞納者が97名、総額が約4,500万円でございます。そのうち、12カ月を超える滞納者が55名おります。滞納の金額は合わせて約4,000万円となっております。55名のうち滞納金額が最も多いものは、約260万円となっております。

これまでに滞納者に対する手続につきましては、「常陸太田市市営住宅家賃等徴収事務取扱要領」に基づき、電話や訪問による納付指導、督促状、催告状、再催告状の発送をしております。滞納者が督促、催告、再催告をしてもなお家賃の納入がない場合は、連帯保証人に市営住宅家賃等納付依頼書を送付し、納付指導の協力を求めてまいりました。それでも納入がない滞納者に対しまして、滞納家賃等納付誓約書の提出を求めるために出頭通知を発送してまいりました。さらに継続的な納付がなかったり、滞納家賃と納付誓約書を提出しないなど納付の意思がないと思われるものには最終催告書を送付し、連帯保証人には連帯保証債務の履行請求通知書を送付し、さらには市営住宅の明け渡し請求まで行ってまいりました。

しかしながら、それでも応じていただけないのが現実でございます。これらのうち、先ほどの滞納金額の最も多いものを含めた、特に長期にわたる滞納者を中心とした3名につきまして、

法的措置の手続を顧問弁護士とともに進めているところでございます。その後は、さらに3名程度を対象に法的手続に入る予定でございます。

○茅根猛議長 平山議員。

〔6番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○6番（平山晶邦議員） ご答弁をいただきありがとうございます。

質問1の財政健全化に関する条例制定についてなんですけれども、龍ヶ崎市はまだ期間は決定していないそうでありますが、5年から10年ぐらいを見通してこの条例制定をしたいというふうに考えているそうであります。そして、9月の龍ヶ崎市の市議会に出すわけでありますから、やはりこれは常陸太田市でも研究課題とするということなので、理解をいたしました。しかし、やはり積極的に、財政が厳しい常陸太田市だからこそやらなければならないのではないかなと考えております。

それで、要望を申し上げます。この茨城新聞の記事の記者が解説した中で、このように書いてあります。どんどん公共事業を起こし、国が後から交付金で補てんしてくれる時代は終わった。公共事業の運営コストや起債の償還にまで自治体が目を配り、事業の是非を決断する時代になった。財政を危うくする事業には、客観性を持つ数値を市民に提示することが必要だと、このように記者が解説しております。

今は、常陸太田市は県内でも最大級に国からの予算措置をいただいておりますが、これからも永遠に国からの今の予算措置が続くはずはありません。自らの問題は自ら解決しようという努力は、常陸太田市といえども必要なのではないのでしょうか。私は市民に対して透明性ある、明文化した強制力ある財政健全化条例の制定を改めてぜひ望みます。要望を申し上げまして、第1の質問については終わります。

第2の質問の震災木くず処理についての警察の家宅捜索についての質問は、今後の事件の推移を見守ってまいります。現在時点での説明に関しましては理解をいたしました。第2の質問に関しては以上であります。

第3の質問の生活保護世帯の現状についての質問については、小項目1の質問の分析も執行部でしっかりと行っているという理解をしております。そして、③の質問の自立に向けた行政の努力も、先ほど7世帯ほど稼働年齢の方々が自立をしたという実績もあるということで、私は評価しております。

しかし、1点だけ要望を申し上げておきたいと思っております。生活保護制度という生活弱者にとって最も大切な制度であるわけでありますから、先ほども答弁の中に不正受給なども許さないというふうなこともございました。けれども、私も常陸太田市においては不正受給などが絶対ないような制度の運用を改めてお願いを申し上げます。以上で、3の質問も結構でございます。

質問4の市営住宅の状況についての質問については、何点か再質問をさせていただきたいというふうに思います。①の市営住宅の収入申告を査定しているのかということのご答弁に関しましては、査定をしているということで理解をいたしました。しかし、②の延滞金の状況につ

いては再質問をしたいと考えております。

やはり私は、家賃を払いたくとも払えない人と、払えるのに払わない人では、対応に対しても大きな差があるのではないかと考えております。そして、条例が今の時代にマッチしているかどうかはわかりませんが、これは検討する余地があることだと思いますが、しかし、条例で決まっているわけでありますから、今までなぜ条例どおりの業務が行えなかったのかということに関してご答弁をいただきたいのであります。

これは余談であります。水戸市は条例どおりの請求をきちっと市営住宅利用者にするのであります。しかし、個々のケースを検討した中で、それを減額処理を図っていくと。また県は、県営アパートの家賃は滞納が6カ月ということ、あと1つは15万円という基準があつて、これを超えたならば自動的に法的手続に入るということを、県は現在決めているのであります。

ですから、先ほど条例どおりに行っていなかったという反省もございましたが、それではどのような理由で行えなかったのかというのをもう1点詳しくご説明いただきたいのと、また今の条例が今の時代にマッチしていない点もあるようなお話の中で、検討会を開いているということでありますから、それでは条例の改正はいつごろを予定しているのかについて、この2点について②に関しては答弁をお願いしたいと考えています。

○茅根猛議長 建設部長。

○鈴木典夫建設部長 市の設管条例第19条で書かれております延滞金等でございますが、徴収、催促をしていなかったということは事実でございます。これにつきましては、やはり市営住宅の目的が低額所得者を対象としておるところと、あとは延滞金を徴収するに当たりまして、現在設定されている割合、また生活困窮者に対して徴収するということが適しているのかということが整理されておられません。これから、関係課を含めましてこの19条の延滞金の取り扱いにつきまして、現状に合わせた条例の改定を進めてまいりまして、秋口ぐらいには何とか改定できればと考えてございます。

以上でございます。

○茅根猛議長 平山議員。

○6番(平山晶邦議員) 今の②のご答弁を改めて確認させていただければ、この260万円もの家賃を払わないという方は、それでは払えない人だったのか、払わない人なのか。そういうふうなものは分析が非常に大切だと思うんですよ。それで、条例で取っていないかというふうなことは、業務を条例どおり施行していなかったということなんですよ。その中ではさまざまな問題があるんでしょうけれど、それはケース・バイ・ケースでいろいろ出てくると思いますが、そのところはぜひとも反省をしていただきたいというふうに思います。それと、秋ごろまでにとか、今これはもう現時点で問題になっているわけです。条例を改正するのであれば改正するように、例えば9月議会には出したいとか、そういう検討があつてしかるべきだというふうに考えますが、その辺はもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○茅根猛議長 建設部長。

○鈴木典夫建設部長 滞納額の最も多い260万円の方につきましては、法的措置をとることで進めておりますので、現在までにこの方が支払う能力があるのか、ないのかということについても調査はしております、払える能力があるという方でございます。また、秋口ということで条例の改正等、先ほど申し上げましたが、現在進めておりますので9月の議会には改正の案を提示したいと思っております。よろしく申し上げます。

○茅根猛議長 平山議員。

○6番(平山晶邦議員) 3点目の法的措置についてちょっと詳しく。法的措置を講ずることの難しさというのは何なんですか。これを説明していただきたいと思います。それは、数年前も同じような答弁をなさったんです。そして、そこでは強制力を持った法的措置を行うというご答弁があったと思います。ですから、何か難しさがあったんでしょう、法的措置をするのにな。であれば、その法的措置をするの難しさについて教えていただきたいと思います。3番目の③のご答弁を求めます。

○茅根猛議長 建設部長。

○鈴木典夫建設部長 法的措置に至るまでには、「市営住宅家賃等徴収事務取扱要領」に基づきまして、先ほど申し上げましたような手順を踏みながら進めるわけですが、その中で最終的な部分でございますが、現在、顧問弁護士と手続上の不備がないかというようなことを確認していただいておりますが、そういうものが的確にそろっていないと法的措置への持ち込みができないという部分を現在確認していただきながら、手続書類等の整理をしておるところでございます。

○茅根猛議長 建設部長、法的措置の難しさについて答弁してください。

○鈴木典夫建設部長 取扱要領に基づきまして、滞納者に対しての段階的な手続が今までされていなかった部分もございまして、その通知等の通知、あとは、誓約書等の手続に期間をもって行って次の手続にということをやっておりますので、すぐに法的措置ということではなくて、時間的なものが必要で現在に至っておるところでございます。ですから、法的措置が難しいというよりはそこまでに至る時間がかかってしまったということでございます。

○茅根猛議長 平山議員。

○6番(平山晶邦議員) 数年かかって、時間的な暇がなかったというふうなご回答だったんですが、それでは私は市民は納得しないのではないかなというふうに思います。しかし今まで、実際的に法的な手続にきっちり市が入っていなかったから、結局課題も見えてきていないですよ。それがきっちり法的な手続に入っていればいろいろな課題が見えてきて、ここで言う法的な手続の難しさというのがご答弁できるはずなんです。しかし、今まで入っていなかった、顧問弁護士さんともきっちりした相談をしていなかったという結果なのではないでしょうか。それ以上のことを聞いても、今日は出てこないでしょうから了解をいたしました。

それと最後にちょっと言わせていただければ、常陸太田市においても、これは今問題になっている社会保障が今後大きな課題、そして財政的な圧迫になってくると、このように考えております。生活弱者にとって、この生活保護制度や市営住宅の設置というのは非常に意義のある

ことです。しかし、権利と責任は表裏一体でなければなりません。権利は行使し、責任は放棄するのでは、この社会保障制度は成り立ってまいりません。このところは市民の理解を得て、強力に進めていっていかねばならないと考えます。しかしまた、これらの業務というのは、困難と根気が要る業務であるということも私は理解をしております。ですから、ぜひとも執行部の皆さんのこれからの業務遂行を期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○茅根猛議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時1分再開

○茅根猛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、4番深谷渉議員の発言を許します。

[4番 深谷渉議員 登壇]

○4番(深谷渉議員) 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、自治基本条例についてでございます。自治基本条例の策定の自治体の現状についてお伺いいたします。

2001年の4月から施行された北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」が、全国で最初にできた自治基本条例と言われております。北海道大学の神原勝名誉教授によれば、自治基本条例、以下基本条例と言っていきます、は次のような条例であると定義しております。要は、それぞれの自治体の憲法ともいべき自治体の運営の基本原則を総合的に定めるものです。したがって基本条例は、自治体その他の条例や方法で定めたさまざまな行政運営や、自治体の運営のルールの上位に位置する条例という意味では最高条例であり、また憲法や法律を自主的に解釈、運用する際の判断のよりどころとなる点では最高基準とすることができます、ということでもあります。

この基本条例、NPO法人公共政策研究所の調べによりますと、本年4月1日の施行の5自治体に加え、全国で233自治体で制定されております。平成17年度からは毎年全国で20から30の自治体が制定していて、急激にその数が増えております。茨城県で制定している自治体は小美玉市、古河市、ひたちなか市の3市になります。この基本条例、なぜ制定する自治体が増えているのか、その今日的背景についてのご認識をお伺いいたします。

2つ目に、基本条例策定が行政に及ぼす影響についてお伺いいたします。基本条例は自治の基本理念や市政運営の基本事項等を定めるものなので、条例の制定が個々の政策条例のように、すぐに市民生活に影響を及ぼすものではありません。しかし、数年かけて全市的にその策定から取り組んでいる自治体では、その効果や影響が出ていることを感じている自治体が多くあります。基本条例の策定が行政に及ぼす効果や影響についてのご所見をお伺いいたします。

2つ目に、地方分権時代における自治基本条例の必要性についてであります。地方自治法第

2条4項の削除についての考えをお伺いいたします。市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないというのが地方自治法第2条4項でした。法改正により、現在はこの部分が削除されております。この基本構想策定義務の廃止は、少なくとも市町村におけるこれからの総合計画をどのようにするのか、またその法的統制はいかにあるべきかの検討を避けて通れないものと考えます。この総合計画に基づく自治体運営を確固のものとするのであれば、この総合計画の議会での議決化を核とした基本条例への動きを急がねばならないと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、地方分権改革による自治体運営についてのご所見をお伺いいたします。2000年の地方分権改革から、国と自治体との関係は上下主従の関係から、対等、協力の関係へと変わりました。国から都道府県へ、さらに市町村に権限や財源を移譲して、自治体の政策活動の自由度を高める、市民目線から見ると、政治や政策の決定地点を市民の身近なところに引き寄せる改革であります。

先ほどの地方自治法第2条4項の削除も、自治体に対する規制の緩和を意味するものでしょう。それだけに各自治体はその運営における自己決定、自立、責任の問題が大きくなってきていると考えます。そこで、この地方分権改革の流れの中で、自治体運営はどのように対応しなければならないかとお考えをお伺いいたします。

3つ目に、基本条例策定についてのご所見について伺います。

市民が市役所に来て、この問題はどうかと問われたときに、今までは国の法律でこうなっていて、通達がこうだと自己判断を回避してきました。これからは国の判断と同じことを言うにしても、権限が委譲されているからには、各職員は責任ある主体的判断として、合理的な根拠を説明しなければならないと思います。したがって、自治体にとって、また各職員にとって責任が大きく増しているのではないのでしょうか。それだけに、自己判断の基準づくりが急がれます。そこで、自治体法務とか政策法務とかいうことが行政では強調されています。基本条例策定そのものが自治体法務の眼目であると思いますが、基本条例策定についてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

本市の通学路における事故と対策の現状についてお伺いいたします。

今年の4月23日に、京都府亀岡市で集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ、死傷した事故が起きました。亡くなられた3人のうち、2人は児童であり、もう1人は入学したばかりの長女の付き添いで事故に巻き込まれたお母さんでした。そのお母さんが妊娠中であったことが一層悲しみにと衝撃を誘いました。また同月27日には千葉県館山市で、停留所で路線バスを待っていた子どもたちに軽乗用車が突っ込み、小学校1年生の男子児童が亡くなりました。そして同じ日に、愛知県岡崎市でも横断歩道を渡っていた児童に自動車は突っ込み、児童2人が負傷しております。

集団登校中の児童が被害に遭う事故は今までも各地でたびたび起き、各学校は対策をとって

いるようですが、その対策にも限界があります。集団登校は事故に遭うと被害が多数になるという懸念があり、逆にばらばらに登校すると連れ去り被害などのおそれがあり、防犯の観点から集団登校はやめられず、そのジレンマで保護者の不安は広がっております。明日を担う児童生徒が登下校中に悲惨な事故に遭わないことを願って、以下のことをお伺いいたします。

最初に、本市の通学路における年間の死傷事故の把握はどのようになっているのか、お伺いいたします。2つ目に、各学校の危険箇所の報告と、個々の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

続きまして、本市における今後の対応策についてでございます。今回の一連の事故を受け、文科省、国土交通省、警察庁から関係機関へ、通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施についての通知が出ました。そして、その点検状況を本年の8月31日までに報告することになっております。本市としては、この緊急合同点検について、どのような計画で実施されるのかご所見をお伺いいたします。

続きまして、ハード面の取り組みについてお伺いいたします。安全確保の具体的な対策や取り組み状況について、歩道の確保や路側帯のカラー化、車道幅員の縮小、中央線の抹消、横断歩道の設置、ゾーン30、イメージハンプなどの表示など、ハード面について多くの対策が叫ばれております。本市の対策についての取り組み状況についてお伺いいたします。また、通学路の変更、通学時間帯の指導や取り締まり強化、通学路に立つ保護者に目立つ服装をしていただくとか安全教育の充実等々、ソフト面の取り組みについての本市のお考えを伺います。

3つ目に、学校施設の非構造部材の耐震対策についてでございます。

非構造部材の点検と耐震対策についてお伺いいたします。

東日本大震災では、多くの学校で天井材やガラスなどの落下や破損による人的被害が発生いたしました。本市の小中学校では、計画的に建物の耐震化がなされていますが、今進められている耐震化は建物の躯体の耐震化であり、施設の非構造部材点検や耐震化対策ではありません。今回の震災では、改めて非構造部材の耐震化の重要性が認識されました。文科省は昨年7月に、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について緊急提言を行い、非構造部材の耐震対策の必要性を指摘しております。また、今年3月には、学校施設の非構造部材の耐震対策事例集を公表し、点検の速やかな実施や、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場天井材や照明器具などの落下防止対策のさらなる推進の必要性が指摘されております。そこで、非構造部材の点検について、本市では実施されているのでしょうか、それとも計画しているのでしょうか。実施されているとすれば、だれがどのように実施しているのでしょうか、その現状の内容をお伺いいたします。

続きまして、今後の耐震対策についてお伺いいたします。躯体の耐震対策は当然のことですが、同時に既に躯体の耐震対策を終えている施設も含め、非構造部材の点検とその耐震対策は、躯体の耐震対策と並行して行わなければならないものと考えます。この点に関しまして、今後の耐震対策のご所見をお伺いいたします。

続きまして、耐震対策に係る財政支援制度についてお伺いいたします。平成23年4月、文

科省の学校施設非構造部材の耐震対策の推進についての通知が出ております。そしてまた、学校施設の耐震化やエコ化、老朽化対策等の施設整備を今まで以上に推進するために、安全・安心な学校づくり交付金制度を廃止、そして、学校施設環境改善交付金の制度を創設しております。この財政支援制度についてのご詳細をお伺いいたします。

4つ目のがん対策についてお伺いいたします。

検診受診率とクーポン券についてであります。本市の検診受診率の実態と、子宮頸がん、乳がん検診クーポン券が果たした役割についてお伺いいたします。

公明党がリードし、2006年にがん対策基本法が成立、そして翌2007年にはがん対策を総合的に推進するがん対策推進基本計画が策定されました。同計画に基づき、公明党の主導で子宮頸がん、乳がんの無料検診クーポン券が導入されました。それにより、国民生活基礎調査によると、20%だった検診率が乳がんが31.4%、子宮頸がんが32%と大きく伸びております。このクーポン券が実現したことで、人々の関心が高くなったことは間違いありません。そこで、本市のがんの検診受診率の実態、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんのおの実態と、子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券が果たした役割についてご所見をお伺いいたします。

続きまして、今後の受診率の向上についての取り組みについてお伺いいたします。この現行のがん対策推進基本計画では2011年度末、つまり今年の3月末までに胃がんなどのすべての検診受診率を50%以上にする目標が設定されておりました。しかし、無料クーポン券での受診率が向上したものの、目標までにはまだまだ隔たりがあります。皆さんご存じのように、がんは日本人の死因のトップで、年間35万人が亡くなっております。2人に1人ががんになるとされております。がんは医療の進歩により、不治の病から治る病気になってきました。市民の命を守るためには検診で早期発見が何より重要であります。そこで、受診率向上について、今後の本市の取り組みについてどのような対策をされていくのかお伺いいたします。

続きまして、第2次がん対策推進基本計画についてお伺いいたします。基本計画の方向性と新たな対策についてお伺いいたします。

2012年度からの国の第2次がん対策推進基本計画がまとめられ、検討されている段階であります。今回の計画で、検診受診率に関して低い受診率の現状から、子宮頸がん、乳がん以外は50%から40%に引き下げられております。そして新たに小児がん、がん教育、就労支援などの対策項目が上がっております。そこで、今回の基本計画の方向性と新たな対策について、具体的にどのように把握されているのかお伺いいたします。

最後に、市税の口座振替納付通知書についてお伺いいたします。口座振替納付通知書の廃止についてでございます。

今、全国的に市税の口座振替納付通知書を送付している自治体が減少しております。経費の削減、省資源化、事務の効率化を考えると、余り利用価値のない通知の送付廃止に踏み切る自治体が増えております。政令指定都市では23年度現在、19市中13市が廃止しております。そこで、県内自治体の廃止の状況をお伺いいたします。

次に、廃止したときの問題点について伺います。市民にとって不都合なことが出てくるのかどうかご所見をお伺いいたします。廃止した場合、本市としてどれだけ経費の削減や事務の効率化が図れるのかお伺いし、この事務事業の廃止をご提案いたしますが、ご所見をお伺いいたします。

以上をもちまして、1回目の私の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○茅根猛議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔佐藤啓政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓政策企画部長 自治基本条例の今日的背景の認識についてのご質問にお答えをいたします。

地方分権改革によって、国と地方の関係が対等、協力の関係と変わり、これまで以上に地方自治体の自主性が求められるようになったこと、そして急速な少子・高齢化や景気の低迷など地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、複雑で多様化する公共的課題を解決するには、行政だけでなく市民、議会、行政が協働して取り組むことが求められるようになったことなどを背景に、基本条例制定の議論が行われてきているものと認識をしております。

自治基本条例またはこれに類する条例としては、全国で230を超える自治体が制定をしております。本県においては4団体が制定しているものと認識をしております。しかしながら、理念をあえて条例化する必要があるのか、市民のコンセンサスづくりに多くの時間を要する、別の手法のほうが効果的ではないかなど制定を懸念する声も聞かれておまして、一時期ほどは制定の動きが進展していないものと認識しております。

次に、基本条例制定が行政に及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

自治基本条例は自治の基本理念や市政運営の基本的な事項等を定めるもので、条例の制定がすぐに市民の生活に影響を及ぼすようなものではございませんが、制定に向けた幅広い議論の過程において、市民の間に自治意識の醸成が図られ、市民の行政の参画や行政との協働などが促進されるものと認識をしております。

次に、地方自治法第2条第4項の削除についてのご質問にお答えいたします。

地方自治法第2条第4項につきましては、地方分権改革の流れの中で、平成23年4月の地方自治法改正により削除されたわけですが、これは市町村が基本構想といったたぐいのものを持つことは当然のことであって、あえて法律に規定するまでもないという趣旨で削除されたものでございます。基本構想、またこれに類するものは市町村のまちづくりの指針としての、各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでございますので、法律の規定の有無にかかわらず、議会の議決、または議会への説明という手続を経て定められるべきものと認識をしております。

次に、地方分権改革による自治体運営についてのご質問にお答えをいたします。

昨今の地方分権改革の流れの中で、地方自治体はこれまで以上にその自主性を求められるようになり、自治体運営の具体的な方向づけをしっかりと行っていくことが重要になってきております。また、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、その地域の住民が主体

的にまちづくりに参加することが不可欠であり、市民と行政との協働によるまちづくりの推進もあわせて求められているところがございます。こうした流れに的確に対応していくためには、市政運営の羅針盤としての役割、また市民と行政の役割の明確化としての役割を担う基本構想、またこれにかわる総合計画の存在がますます重要になってまいりますので、市民参加はもとより、議員各位のご意見やご理解をいただきながら、その策定作業を行っていかねばならないものと考えておりますし、それに基づいて市政運営をしていかねばならないと考えております。

次に、基本条例策定についてのご質問にお答えをいたします。

自治基本条例につきましては、地方分権時代にふさわしい、市民が主役のまちづくりを実現することをその制定の大きな目的としているものと認識をしております。本市のこれまでのまちづくりを見ても、平成19年に策定をいたしました第5次総合計画において、行政主導から市民参加と協働によるまちづくりに大きく転換を図ることを目指してまいりました。とりわけ市民との協働につきましては、市職員の意識改革に努めるとともに、市民協働推進課という組織を立ち上げ、市民参加によりさまざまな事業に取り組んできており、意欲ある市民、市民活動団体の方々などを中心に地域の課題解決や環境改善、地域の元気づくりなどの取り組みが各地域で展開されてきているところがございます。

このような状況を踏まえ、本市においてはこれまでの取り組みを継続させることにより、自治基本条例制定の目的を達成することが可能なのではないかと考えておまして、新たに自治基本条例の制定という形が適当なのかどうかについては、研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○茅根猛議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 本市の通学路における事故と対策の現状についてお答えいたします。

今年度になり、日本各地で通学中の児童が犠牲となる事故が相次いで起こっております。このような事故はどこでも起こり得るものと重大に受けとめ、市教育委員会では4月に各小中学校に対して登下校の安全指導を早急に実施し、保護者と連携しながら児童生徒の安全確保の推進を図ること、また通学路の再点検を実施し、課題が見られる場合は、関係機関と連携した安全確保の対策を講じることについて通知するとともに、5月初めの学校長会においても通学路における児童生徒の安全確保に万全を期するよう、指示してまいりました。

議員ご質問の本市の児童生徒の通学路における年間の死傷事故の状況でございますが、児童生徒の交通事故は事故発生の都度、学校から事故報告により把握しております。昨年度は小学生3件、中学生8件、計11件の車両等の接触による交通事故が発生し、そのうち6件は通学時の事故でありました。それらの多くは打撲、捻挫、骨折等の負傷事故であります。

次に、通学路の危険箇所の報告数とその対応についてでございますが、各学校では毎年度初め、学校とPTAが合同で通学路を点検して危険箇所把握を行い、通学路危険箇所マップなど

にまとめるなどして市教育委員会に報告しております。昨年度の危険箇所についての報告件数は67件であり、そのうち15件を改善したところでございます。なお改善に至っていないところにつきましては、カーブへの横断歩道の設置や、近くに信号機があり新たに設置できない箇所、また改修に期間を要するものなどでございます。今年度は日本各地で通学中に児童が犠牲になる事故が相次いで起こっていることから早目に点検するよう指示し、5月中に報告をいただいたところであり、危険箇所として59件の報告がされております。今年度においても、早急に1件1件精査し、早目に改善できるよう関係機関に働きかけてまいります。

次に、本市における今後の対応策についてでございますが、今年4月以降、集団登校の列に車が突っ込む痛ましい事故が相次いだことから、通学路における交通安全を一層確実にするため、文部科学省は5月30日付で、全市町村に通学路における緊急合同点検の実施を求めているところでございます。本市では既に、学校と保護者とともに通学路の危険箇所の点検抽出を行っておりますが、通学路における緊急合同点検の趣旨を踏まえ、学校、保護者に加え、専門的な立場の道路管理者や地元警察署の方々の協力を得て、点検を実施する必要がありますので、速やかに学校や関係機関と日程を調整し、合同点検を行い、危険箇所の改善を図ってまいります。

なお、ハード面の取り組みとしましては、これまで市として歩道の整備や信号機、横断歩道の設置及び側溝のふたの整備などをしてきております。今後は緊急合同点検の結果を踏まえ、より適した改善のあり方や優先順位などについて関係機関と十分な協議を行い、適切に危険箇所の改善が図られるよう努めてまいります。また、ソフト面では、各学校で実施している自転車教室や交通安全教室を通して、子どもたちの交通安全に対する意識の高揚を図ってきているところでございます。さらに今年度は、登校時の立哨指導の回数を増やしたり、下校時の全地区パトロールなどを行っている学校もありますので、今後ともPTAや地域子ども安全ボランティア、民間交通指導員の皆さんなどとの協力体制を強化して、子どもたちが悲惨な事故に遭わないよう、登下校時の安全確保に一層努めてまいります。

次に、学校施設の非構造部材の点検と耐震対策についてお答えいたします。

初めに、施設点検の計画と現状についてのご質問にお答えいたします。本市では東日本大震災で被害を受けた学校施設について、昨年度、特に体育館天井の非構造部材の撤去や窓枠の交換等を行ってきているところでございます。このような中、文部科学省は学校施設等の耐震対策を一層進めるため、平成23年5月11日付で公立学校施設における非構造部材の耐震点検、耐震対策状況調査についてを市町村教育委員会に通知し、点検報告と耐震化の推進を求めています。

市教育委員会ではこれを受けて、地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために、各学校長に点検を実施するよう指示したところでございます。その点検には学校と学校設置者の2つがあり、そのうち学校の点検については、今年の4月から全小中学校、幼稚園に対し、天井の破損や照明器具の取り付け状況などを見るチェックリストに基づいて毎月点検を行い、その状況を年度の前期・後期の2回に分けて、市教育委員会へ提出をしていただくことになっ

ております。一方、学校設置者、いわゆる教育委員会の点検につきましては、今年は3年ごとに行う学校などを対象とした特殊建築物災害防止調査、いわゆる法定の定期検査の実施年に当たっており、この調査の中で非構造部材の点検を実施することとしております。これらの学校側の点検と学校設置者の点検の2つの調査結果に基づき、学校施設の非構造部材の耐震化が必要な箇所については今後の耐震工事にあわせて整備するなど、計画的な改修を図ってまいりたいと考えております。

次に、非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度についてでございますが、平成24年度に財政支援制度が拡充され、学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業として、非構造部材の耐震対策が新たに追加されました。学校施設環境改善交付金の内容につきましては、補助率が3分の1で上限額が2億円。対象事業は外壁、建具、間仕切り等の落下防止工事、天井材、照明器具等の落下防止工事、設備機器の転倒防止工事などとなっております。また地方債の元利償還金の80%が地方交付税に算入されます。今後、点検により、危険性のある非構造部材についてこの財政支援制度を活用し、順序を決めて計画的に耐震化を図ってまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 がん対策についての中から、検診受診率とクーポン券についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、それぞれのがん検診における本市での受診率でございますが、直近で厚生労働省が取りまとめ、数値が確定しておりますので、平成22年度のそれぞれのがん検診の受診者数と受診率についてお答えをいたします。

胃がん検診は1,881名が受診し9.1%、肺がん検診は5,616名が受診し27.3%、大腸がん検診は2,703名が受診し13.1%、乳がん検診は1,284名が受診し9.8%、子宮頸がん検診は2,093名が受診し17.5%となっております。

次に、子宮頸がん、乳がん検診にクーポン券が果たした役割でございますが、クーポン券導入前の平成20年度と導入後の平成21年度を比較いたしますと、子宮頸がん検診での受診者数が1,448名から1,535名と87名増加し、率にして6%の増となっております。乳がん検診につきましては637名から1,370名となり、733名の大幅の増加となっております。率にして115.1%の増となりました。これらの結果から見ますと、クーポン券の導入は子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上に、一定の効果があつたものと認識しております。

今後の受診率の向上についての取り組みでございますが、引き続き対象者への個別通知と広報紙、お知らせ版などによりがん検診の周知を図ってまいります。特に、個別通知は有効な手段であることから、未受診者に対する再通知に取り組んでまいりたいと考えております。またがん検診の内容やその効果などを丁寧に説明する手法や、全国の自治体の取り組み、事例なども参考にしながら、受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、第2次がん対策推進基本計画についてのご質問にお答えいたします。平成24年度か

ら、今後5年間の国のがん対策の推進に関する基本的な方向を明示いたしました第2次がん対策推進基本計画につきましては、去る6月8日、閣議決定されたとの情報が入っておりますが、基本計画の内容は今後自治体に指示されることになっておりますので、今後、計画の内容が示された中で、内容を十分精査しつつ国の動向を注視しながら、各種がん対策に適切に対応してまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 総務部長。

[江幡治総務部長 登壇]

○江幡治総務部長 市税の口座振替納付済み通知書の廃止についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、県内自治体の廃止の状況についてでございますが、県内の32市のうち、本市を含めまして21の市が口座振替納付済み通知を行っております。残りの11市につきましては、通知を廃止している状況となっております。なお、通知を廃止した市からは、廃止をした際に特に問題は生じていないと聞いてございます。

2点目の廃止をしたときの問題点でございますが、ただいま申し上げましたように廃止をした市においては問題が生じていないと聞いております。ここであえて申し上げますとすれば、口座を行っている納税者の皆様が、納付状況を確認するため、ご自分で通帳の記帳を行わなければならないということであると考えております。

3点目の廃止をした場合の経費削減、事務の効率化の効果につきましては、平成23年度で申し上げますと、納付済み通知書の発送件数が5,694件ございまして、茨城計算センターへの通知書の作製委託料が70万円、郵送料が30万円、合わせて100万円の経費を削減することができます。あわせまして、通知書発送事務の軽減化が図ることができると考えております。この市税の口座振替納付済み通知書の発送につきましては、経費の削減、事務の効率化の観点あるいは廃止した際に特に問題が生じることがないと考えられますことから、規則の改正を含めまして廃止する方向で検討してまいります。

○茅根猛議長 深谷議員。

[4番 深谷渉議員 質問者席へ]

○4番(深谷渉議員) 先ほどはご答弁、大変ありがとうございました。それでは再質問をいたします。

初めに、自治基本条例についてお伺いいたします。ただいまのご答弁では研究課題だということでありました。この自治基本条例の2番の①地方自治法第2条4項の削除についてのお考えをお聞きしましたけれども、基本構想総合計画を、今のご答弁では重点的に市として推し進めていくというようなお話がありました。確かにこの基本構想総合計画は、自治体が運営するものとしては非常に大切なものということでの認識は、私も持っております。そうであるならば、きちっとした基本条例の中で総合計画の必要性をうたって、議会の議決を経るという基本的なルールを基本条例の中で制定していく、これがやはり必要なのではないかなと思っております。自治体運営の基本姿勢がないまま、常陸太田市のまちづくりが今後も行われていくのか

ということになってしまうのではないのでしょうか。

基本構想総合計画は、今まで自治法第2条4項に規定されているから、市では作ってきたというような立場ではないと思います。必要だから作ってきたのであって、今後ともそういった意味からすれば、条例できちっと定めて必要性を市民にも周知してもらうといった動きが必要になってくると思います。非常に多くの自治体が基本条例を策定しております。また、今ご答弁でありましたように、ちゅうちょしている自治体もたくさんあるということはお聞きしております。それはやっぱり多くの時間、費用、そしてまた多くの住民の参画を行っても、基本条例策定後の明確な住民主体の行政運営のあり方を展望することができないというような、後ろ向きの考えがどうしてもあると私には思えてなりません。

まさに基本構想総合計画を中心としたものとして、岐阜県の大垣市は基本条例策定に当たって、総合計画の最上位の計画と位置づけて、市政運営の根幹になすものであるとして、この基本条例の中で総合計画だけ、大きな章として立て分けてきちっとうたっております。そういう意味におきましても、まさにまちづくりの原点である基本構想総合計画を条例の中に位置づけるということは、大切なことであると私は考えて今回の質問をいたしました。その辺のところをもう一度、ご所見があれば伺いたいと思います。

○茅根猛議長 政策企画部長。

○佐藤啓政策企画部長 今回の議員ご指摘の点についても、条例という形がふさわしいのかどうかについて、その必要性については研究課題といたしますか、検討をさせていただきたいと思っております。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番(深谷渉議員) ありがとうございます。考え方の相違になってくるかと思っておりますので、この点は以上とさせていただきたいと思っております。ただ、今、議会においても議会基本条例の策定に向けて、事務局、また議会活性化委員会が中心となって行っております。そういった意味においても、やはり上位の自治基本条例というものを策定していただければ、きちっと議会基本条例もそれにリンクした条例として、全国的にも評価されるのではないかと私は思っております。

続きまして、通学路の安全対策についてお伺いいたします。年間の死傷事故が小学校3件、中学校8件ということでありました。全国的に報告があるのは22年度、小学校で3万589件、中学校では1万637件あるということでお聞きしております。昨年統計だけではなく、ここずっと死傷事故の統計をとられて、常に起きている箇所はないのかどうか、そして改善がおくれている箇所がないのかどうか、その辺の分析はなされているのか、その点を1点お伺いいたします。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 昨年度は小学生3件、中学生8件、計11件でございましたが、これまでも事故報告の中で件数をとられておりますが、ちょっと手元にございませぬので、後でご報告させていただきます。そういう中から、ある箇所が多発しているかどうかということについて

も精査しているところがございますけれども、ここが多発しているというようなところについては、我々としては認識しておりません。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番（深谷渉議員） ぜひ昨年だけじゃなくて過去のものも振り返って、しっかりその辺の分析をしていただいて、そういった箇所を重点的に改善していくという対策をしっかりと庁内で図っていただきたいなと要望いたします。

続きまして、通学路における緊急合同点検についてでありますけれども、今回関係機関と改善策を図っていくということでありました。その場合、学校、PTA側と教育委員会、警察、そしてまた道路管理者である市の建設関係、そういったところとの協議において今後どのような計画があるのか、その点を1点お伺いいたします。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 いずれにいたしましても、8月31日までの報告ですので、時間的な余裕がありませんので、今年度上がってきました、学校とPTAが点検をして注視された59件についてを中心に点検してまいりたいと思います。これからですと、7月いっぱいには点検を終えなくてはなりませんので、速やかに日程的な調整をしてまいりたいと思います。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番（深谷渉議員） ありがとうございます。時間がありませんので、子どもたちの安全安心のために、計画を早急にしていきたいと思います。

続きまして、学校施設の非構造部材の耐震対策についてでございます。ご答弁にありましたように、非構造部材の耐震対策のチェックもしていくということであります。チェックリストによって行っていくということでありますけれども、この3年ごとに行う点検が今年だということで、これは専門家による外部委託で、チェックリストによって行くんでしようけれども、ふぐあいが出た場合の対策についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 3年に一遍行う特殊建築物災害防止調査でございますが、これは校舎本体の劣化、老化等を見る調査でございます。特に、非構造部材の点検の必要性がありますことから、本体に加えて非構造部材まで点検を行っていただくこととなります。なお、点検者については外部委託になります。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番（深谷渉議員） ありがとうございます。

続きまして、耐震対策に係る財政支援制度についてでございます。今回も本年度の予算案を見ますと、学校施設環境改善交付金を利用して、1億6,000万円ほど見込みをとって、中学校の耐震化を図られているのは承知しておりますけれども、学校施設環境改善交付金をぜひとも使って、この非構造部材の耐震対策を図っていただきたいなと思っております。

直近なんですけれども、6月8日にも文科省から、公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援についてという通知が出されております。この通知においても、文部科学省の学校施

設環境改善交付金においては、非構造部材の点検等に係る経費、点検から設計は、工事にあわせて補助の対象となっておりますという通知が出ておりました、これらの財政支援制度を活用し、公立学校施設の非構造部材の点検、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井、照明器具、内外装材、バスケットゴール等の落下防止対策を進めていただきますようお願いいたしますという通知が直近で来ております。そういった意味からも、躯体も当然でありますけれども、今後ともしっかりと非構造部材の耐震化も図っていただきたいと思っております。これは要望であります。

続きまして、がん対策についてであります。無料クーポン券、これは本市でも一定の効果は得られたというようなお話を伺いました。しかしながら、やはりなかなかカンフル剤というものは長期に効くものではなくて、千葉県食と健康・がん対策室の二ノ倉主任技師の話では、やはり乳がんや子宮頸がんは、無料クーポン券配布直後は受診率が上がったけれども、その後は伸び悩んでいるというようなコメントをしております。

本市においても、確かに1回目は伸びたけれども、2回目からペースダウンしたというような話であります。本市としても、全体的に全国のパーセントよりも受診率が低いなという気がいたします。がん検診受診率を上げる対策として、もっと知恵を絞っていただきたいと思っております。

そこで1点ご質問いたします。東大病院の緩和ケア診療部長の中川先生は、検診受診率を上げるためには、その意義を正しく理解してもらうために、子どものころから検診を含めたがんに関する教育を行う必要があるということをお話しされております。がん教育、これが本当に大切になってくるんじゃないかなと思っております。時間はかかりますけれども、やはり子どものころからそういった教育をしておく必要があるのではないかなと思っております。その点に関してご所見があればお伺いいたします。

○茅根猛議長 保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 受診率を上げるためということで、子どもでは、がんに対する認識をどう高めていくかということでは、この間いろいろ研究しているところであります。実際的に数字的に見ますと、検診に参加する方の年齢層がどうしても40歳以降が増えてくるような形になっております。ですからそういう意味では、若年者の対応というのも非常に大切なことであります。広報等でお知らせする場合に、早期発見・早期治療、それから受けた人たちの感想等々も参考にしながら、がん検診に関する意識を一般市民に理解していただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番(深谷涉議員) ありがとうございます。ぜひ教育委員会と連携を図りながら、がんの教育といったものを、できれば年に1回とか2回できるような体制ができればと思います。要望いたします。

最後に、市税の口座振替納付済み通知書についてであります。私がこれを思いついたというのは変ですけども、私自身、市の経費削減、どうしたら市財政のプラスになる動きができる

のかということ、新聞を読んだり、いろいろ見聞きして何かしら貢献できないかと常日ごろ考えておる中で、たまたま私のもとに口座振替済み通知書が来たときに、これは何に使えるのかなという疑問が起きまして、この口座振替通知書と廃止というのでインターネットで調べたところ、ずらずらと廃止したところが出てくるんですね。

私も認識していなかったんですけども、確かに経費の削減、省資源化を考えた意味で、余り利用価値のない通知は必要ないという自治体が非常に多かったということで、今回の質問をさせていただきました。ぜひこの経費削減に対しても、常に行政側も考えていると思いますけれども、従来やっているからこれでいいんだということではなくて、一つ一つの事務事業を点検しながら、今後の経費削減に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○茅根猛議長 次、8番菊池伸也議員の発言を許します。

〔8番 菊池伸也議員 登壇〕

○8番（菊池伸也議員） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告順に質問いたします。

最初に、教育環境の整備についてであります。(1)の子どもたちの安全安心の確保について、2点お伺いいたします。

最近のテレビ、新聞等の報道において、子どもたちの通学途中の大きな事故が頻繁に発生し、一度に何人もの死傷者を出している悲惨な事故の様子が大きく取り上げられています。道路が狭い、ガードレールがない、歩道がない、通学路になっている道路で、十字路でも横断歩道が設置されていないなど多くの危険箇所が上げられています。そこで本市においては、通学路における危険箇所の確認も含め、安全安心の検証はどのようになされているのかお伺いしたいと思います。

また先月29日午後の突然の天候の変化で、水府地区の国安町、松平町、和田町などではひょうや集中豪雨で、県道を走行していた車も、安全確保のため一時避難をするほどであったと聞いております。その際に山田小学校のグラウンドにおきましては、グラウンドに設置されている排水管のマンホールから排水が噴出したということで、グラウンドが大きな被害を受けたということを知っております。先日、青少年相談員の事業で学校訪問をした際に、災害対策の補修工事をされていたのでよく見ますと、グラウンドに3カ所のマンホールが設置されており、そのうちの1カ所はグラウンドの真ん中であり、体育の授業や休み時間等にグラウンドを使用する子どもたちにとっては大変危険であると思います。

グラウンドは、心身の最も成長する子どもたちにとっては教育の場であるとともに、遊びやスポーツを通じて仲間とのコミュニケーションをとることのできる大切な場であります。既に学校からは要望が出ているとは思いますが、排水管の経路変更などのご検討をされているのかどうかお伺いをいたします。

次に、(1) エネルギー環境政策と省エネ対策について。小項目で1番、省エネ対策の取り組みについてお伺いをいたします。

昨年3月11日の東日本大震災と津波で、福島第1原子力発電所において絶対に起こしてはならない事故が発生いたしました。そのとき以来、国内54基の原子炉が定期点検等のために次々と停止し、現在はすべての原発が停止しており、安全対策について国を挙げての議論がされております。現在は火力、水力、風力、太陽光、地熱等の発電設備で電力供給が行われておりますが、大部分は火力発電に頼っての電力供給で、地球温暖化防止、二酸化炭素削減での低炭素社会実現とはほど遠い方向へと進んでいるような気がします。

原発の再稼働はなかなか難しい問題を抱えていると思いますが、再稼働されない場合、すべての地域において電力不足が生じることは必然であります。そこで伺いたいします。本市においても太陽光などのエネルギーの利用や、照明器具本数削減、休み時間や通路などの消灯、空調設備の温度設定、夏場のクールビズの採用などさまざまな省エネ対策に取り組まれておりますが、その取り組みの効果はどのくらいあるのか伺いたいします。

さらに、本市の環境基本計画の中で、温室ガス排出削減に向けた取り組みの推進が掲げられておりますが、省エネ対策の推進項目の1つに、電球型蛍光灯や発光ダイオード、LED型蛍光灯などの省エネタイプへの切りかえを促進しますとあります。本市の環境基本計画の促進を図るためにも、本庁を初めとする公共施設の現在使用している蛍光灯での照明を、電力消費量が半分程度で済むLED照明に変えるべきであると思いますが、執行部のご見解をお伺いいたします。

電力料金の値上げ対策としての電力PPSへの取り組みについて伺いたいします。電力料金の値上げの話を受け、自治体の公共施設や企業などにおいても、電力供給を特定規模電気事業者PPSに切りかえるところが出てきております。近隣でも導入を進める動きがあり、最近の新聞報道におきましても、かすみがうら市、水戸市、土浦市、日立市などが報道されております。特に日立市におきましては、PPS導入が可能な91施設のうち、電気料金削減が期待できる市清掃センターや小中学校36校、シビックセンターなど71施設で、PPS導入に切りかえるとのことであります。PPS採用で東電からの購入に比べ、年間で約2,000万円の削減になるとのことです。その他の施設についても、7月以降に導入の予定だとのことです。以前にも、同僚議員からご提案があったように記憶をしております。本市においても経費削減を考えれば、電力PPS導入をご検討されるべきであると思いますが、執行部のご見解をお伺いいたします。

次に、公共施設への太陽光発電設備の設置について伺いたいします。現在、常陸太田市の公共施設において、太陽光発電設備の設置されている施設は本庁、水府支所、峰山中学校の3カ所です。常陸太田市は、公共施設も場所によって日照時間にかなりの差があると思います。日照時間の長い公共施設におきましては、自然エネルギーの有効利用は積極的に進めるべきで、本市の環境基本計画の中には、温室ガス削減に向けた取り組みの推進が掲げられております。公共施設への太陽光発電設備の設置、省エネルギーの推進につながります。そこで本市において、公共施設への太陽光発電設備の設置は、今後どのようにご検討されるのか伺いたいします。

次に、清掃センターの余熱利用についてお伺いいたします。本市の清掃センターはごみの処理にかなりの経費が投入されています。毎年の予算及び決算でだれもが気になる項目が焼却炉の改修経費や、運転に要する経費であります。しかし本市では、ごみ焼却時の余熱を温水プールの温度の管理に有効利用していることは承知しております。そこで、有効に利用されている割合がどうなっているのか、またその焼却熱で余熱発電のようなことは考えられないのか、あわせてお伺いいたします。

次に、入札制度についてお伺いをいたします。本市の入札制度の中で、平成20年10月から試行導入された総合評価方式についてお伺いいたします。現在は東日本大震災の影響等もあり、建設関連の事業者は大変忙しいと思いますが、災害の復旧・復興が完了すると仕事の事情は一変するかと思えます。そこで、試行導入当時から現在に至るまでに、総合評価方式で実施された入札は全体の何割くらいになるのかお伺いいたします。また、入札参加者の市内事業者とその他の事業者との割合について、そして評価点の基準について、考え方についてもお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○茅根猛議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 子どもたちの安全安心の確保についてお答えいたします。

まず、通学路の危険箇所確認状況についてでございますが、市教育委員会では毎年、全小中学校、幼稚園を対象に、通学・通園における危険箇所の調査をし、各学校から通学路危険改善要望箇所を提出していただいております。今年は全国的に児童が犠牲となる痛ましい事故が相次いだことから、年度の早い時期に調査を実施し、5月中に学校から危険箇所を報告していただいたところでございます。市教育委員会では、取りまとめた危険箇所の現場を改めて確認した上で、早急に改善できるよう関係機関等に働きかけてまいります。

また、通学路の点検は学校とPTAが合同で行い、危険箇所を把握し、通学路危険箇所マップなどにまとめるなどして児童生徒に事故への注意を喚起するとともに、危険箇所の立哨を強化するなどして、児童生徒が安全に通学できるよう努めております。いずれにいたしましても、今後とも、児童生徒の命を失うということは第1番目に回避しなければなりませんので、専門的な立場にある関係者の方々からご意見をいただきながら、一層適切な改善が図れるよう努めてまいります。

次に、校庭等の安全確保についてお答えいたします。去る5月29日の大雨で、山田小学校グラウンド内の集水ますから水が噴き出し、グラウンドの土が流れるなどの被害が発生しました。これは短時間に大量の雨が降ったことにより、水量が排水能力を超えてしまったために起きたものでございます。市教育委員会では速やかに現地を確認し、応急措置を施したところでございます。今後、グラウンド中央にある排水ますを撤去するとともに、早急にU字溝等を別路線で改修し、児童にとって安全な環境となるよう整備を進めてまいります。

○茅根猛議長 市民生活部長。

〔岡部芳雄市民生活部長 登壇〕

○岡部芳雄市民生活部長 エネルギー環境政策と省エネ対策について、市民生活部関連の3点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、本市における省エネ対策の取り組みについてでございますが、昨年は数値目標を設定して節電の取り組みが実施されました。具体的には7月から9月の間におきまして、平成22年度比で15%の電気使用量削減を掲げまして、節電キャンペーンやチラシ配布による啓発活動に取り組んでまいったところでございます。その結果、市全体で約920万キロワットアワー、13.7%の節約につながったところでございます。金額的には1億円を超える額が節約されたものと考えております。また、この節電によりまして約3,400トンの二酸化炭素が削減されておりまして、節電運動は、環境対策としては大きな効果があったものと考えられております。また、市役所全体といたしましては、3カ月間で約87万キロワットアワー、15.3%が節電されまして、金額で約1,000万円の節約となりました。

次に、省エネ対策の中で、本市の公共施設の照明を消費電力が少ないLED型の照明に変えるべきではとのご質問にお答えいたします。市では、地球温暖化対策地域推進計画におきまして、省エネ対策としてLED型照明など省エネタイプへの切りかえを促進するとしております。したがって、市の公共施設における切りかえを進める必要があることは十分認識しておりますが、切りかえには一時的に多額の費用がかかる等の課題もございます。それら効果を精査しながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

2点目の公共施設への太陽光発電の設置についてのご質問にお答えいたします。太陽光発電の設置につきましては、環境基本計画の中で自然エネルギーの活用を進めることとしておりまして、その考え方に従いまして、市庁舎、水府支所、峰山中学校、水道施設、常陸太田駅舎などの公共施設への太陽光発電設備の設置に取り組んでまいりました。さらに、内田町に建設を進めております新設の浄水場に、発電能力40キロワットの太陽光発電設備を計画しております。

今後は、地域グリーンニューディール基金を活用した再生可能エネルギー導入促進事業への取り組みを通しまして、設置を進めてまいりたいと考えております。具体的には平成25年度の取り組みといたしまして、本庁舎と消防署、生涯学習センターに蓄電池と併用した太陽光発電設備を設置する予定としております。その後も防災の拠点となる施設や学校施設への設置を計画いたしまして、急ぎ整備してまいります。

次に、3点目の清掃センターの余熱利用についてのご質問にお答えいたします。まず、現在の清掃センター内で利用している熱量と温水プールへの熱量の割合でございますが、発生熱量のうち約60%が回収可能な熱量でございます。清掃センター内の各種設備の運転に必要な熱量はそのうちの約70%でございます。残りの30%の熱量を温水プールに供給しておりまして、有効利用されている現状にあります。

次に、議員ご提案の焼却熱を利用した小型発電機の設置につきましては、発生熱量をさらに上げる事となるために、新たな補助ボイラー等の別の熱源設備が必要となります。市では、

環境保全とごみ処理経費の削減を図るために、分別収集体制の見直しを予定しております。ごみ減量化、分別収集体制の見直しにより、発生熱量を抑えられることが見込まれますので、現時点では小型発電機の設置につきましては、その考えはございませんのでご理解願いたいと考えております。

以上でございます。

○茅根猛議長 総務部長。

[江幡治総務部長 登壇]

○江幡治総務部長 総務部関係の2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、エネルギー環境政策と省エネ対策についての中の、電力料金の値上げ対策と電力P P Sの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

市の施設の管理運営につきましては、常に効率的、効果的に行わなければならないと考えているところでございます。P P S事業者への切りかえにつきましては、昨年検討を開始したところではございますが、平成19年11月に施行されました「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」によりまして、国は義務でありますけれども、地方公共団体におきましても環境に配慮した契約の方針を作成し、推進をするという努力義務が課されておりますことから、クリーンエネルギーと料金の両立という観点から検討を中断した経緯がございます。

しかしながら、自由化部門である高圧電力利用者の電気料金が、4月から平均で17%引き上げられましたので、4月から再度P P S事業者への切りかえについて検討を進めているところでございます。切りかえが可能と思われます小中学校22校と、本庁や社会教育施設等の18施設につきましては、昨年5月から1年間の電気使用量が319万5,000キロワット、電気料金にしまして8,644万円となっております。東電の値上げの割合から考えますと、約1,000万円程度の負担増が見込まれております。このため、経費削減を念頭にP P S事業者に切りかえることを前提としまして、現在、鋭意取り組んでいる状況でございます。

次に、入札制度についての総合評価落札方式についてのご質問にお答えをいたします。この総合評価落札方式につきましては、入札価格だけではなくて、施工実績や施工能力等の技術面を評価することによりまして、工事の品質を確保することを目的としております。本市では、平成20年度から試行導入をしてきているところでございます。これまでの実施状況でございますが、平成20年度は道路工事1件、平成21年度は道路工事1件と下水道工事2件の3件でございます。平成22年度は道路工事1件、下水道工事2件、建築工事1件の4件でございます。平成23年度は災害復旧工事を優先させましたことから、道路工事1件のみでございます。合計で9件となっております。

総合評価落札方式を適用した割合でございますが、この方式が一般競争入札の予定価格2,000万円以上の工事を対象としておりますことから、平成20年度から23年度までの一般競争入札147件に対しまして、約6%となっております。また、総合評価落札の市内業者及びその他の業者の入札参加割合につきましては、市外業者の参加を認めている入札案件で、ほ

ば7対3の参加割合となっております。

次に、評価点の基準でございますが、入札案件により多少異なっておりますけれども、大きくは2つの観点から評価することとしております。1つには、企業の施工実績や配置される技術者の保有する資格、施工経験などの施工能力の観点からの評価が7割。2つには、本市と防災協定締結の有無や市内におけるボランティア活動の実績などの、地域貢献の観点からの評価が3割という配分で評価をするという内容になってございます。

○茅根猛議長 菊池議員。

〔8番 菊池伸也議員 質問者席へ〕

○8番（菊池伸也議員） 2回目の質問に入らせていただきます。

最初に、教育環境の整備についてであります。2点とも理解をいたしました。早急に対応していただきまして、子どもたちの安全安心の確保をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、エネルギー環境対策と省エネ対策についてであります。省エネ対策の取り組みについては大変効果があったと理解をしております。この取り組みが地球温暖化対策推進計画と将来にわたっての省エネ対策と経費の削減を図るために、LED照明への切りかえについてご提案をしたいと思ひます。先ほだのご答弁で、LED照明への切りかえの必要性は十分に認識をされているとのことあります。そして、切りかえるためには一時的に多額の費用がかかるなどの課題もありますので、その経過を精査しながら進めていくというご答弁でありました。

確かに購入することを考えれば、多額の費用が発生します。しかし、現在はLED蛍光灯などのレンタルサービスもあります。例えば、40ワット蛍光灯1本が、月単価120円で使用できます。しかも、初期取り付け工事無料で、契約期間が6年間になります。補償無料で契約の6年間を過ぎれば自分のものになります。省エネでかつ5万時間という長寿命でありますから、契約期間以降も十数年は使用できると思ひます。何よりも消費電力、CO₂が50%カットでありますから環境に優しく、なおかつ現在支払っている電気料金で、契約期間6年の使用料も十分に賄えると思ひます。それ以降におきましては、長期間にわたり経費の削減とCO₂の削減が期待できます。そこで、本庁舎のように多数の照明を使用している場合、メリットはかなり大きくなると思ひます。本庁舎において、LEDや蛍光灯などのレンタルサービスの導入をご検討されることをご提案いたしますが、執行部のお考えをお伺ひいたします。

○茅根猛議長 総務部長。

○江幡治総務部長 ただいまの本庁舎にLEDをリースで導入してはというご提案でございますが、本庁舎につきましては、平成14年と15年との2年度にわたりまして、独立法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から助成をいただきまして、空調設備と照明設備のインバーター化による省エネ工事を実施しております。このため、現在の蛍光灯は、従来型の40ワットでありましても省エネタイプとなっておりますことから、従来型に比べまして20%程度の省エネ効果がございます。しかしながら、電気料金を初めとする管理経費につきましては、今後とも削減に努めてまいる必要がありますので、このLEDの導入につきましては、購入をして改修工事をするのがよいのか、リースをするのがよいのか、あるいは庁舎全体を対象として

やるのか、あるいは使用頻度の高いところだけをやるのか、そういったことも含めて費用効果の観点から検討してまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 菊池議員。

○8番（菊池伸也議員） ただいま、いろいろ検討していただけるということではありますが、現在使われている省エネタイプの蛍光灯でありますけれども、高輝度の蛍光灯ですと、照度センサーとかがついていないと省エネにつながらないと伺っております。今、購入した場合、1本7,000円ぐらいするそうでありますので、これは今現在支払っている電気料で十分払っていきけるようなことで考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、再度ご質問いたします。

○茅根猛議長 総務部長。

○江幡治総務部長 先ほども申し上げましたが、平成14年、15年で工事したときの実績としまして、20%程度の省エネ効果が出てございます。また、LEDを導入するに当たりましては、先ほども申し上げましたが、リースがよいのか、あとは購入して改修工事でやるのがよいのか、ある程度寿命を考えまして、長期間にわたって費用対効果の観点から検討してまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 菊池議員。

○8番（菊池伸也議員） ただいまの答弁で理解をいたしました。ぜひご検討されることを要望しておきます。

次に、電力料金の値上げと電力PPSの取り組みについての2回目の質問でありますけれども、鋭意取り組んでいるということですので、ぜひとも経費削減を目指して頑張ってくださいよう、強く要望しておきます。

3点目の太陽光発電については、再生可能エネルギーも含めご答弁をいただきましたので、そのとおり実施されれば地球温暖化対策推進計画が一段と進むと思いますので、これも要望しておきます。

4点目の清掃センターの余熱利用についてでありますけれども、余熱の余力がないということで理解をいたしました。大変残念であるような思いであります。最近ひたちなか市と東海の広域連合で新設されたクリーンセンターですか、386キロワットの出力の能力を持つ発電設備が設置されて、地産地消というか、自分のところの電力を賄え、さらに売電までできるということであります。参考までにちょっとお伺いしておきたいんですが、市の清掃センターでは現在、燃えるごみの減量化や人口減少なども考慮され、焼却炉の能力いっぱいの焼却熱の発生は考えられないのかもしれませんが、焼却炉の能力いっぱいの焼却熱はどのくらいの熱量になるのか、参考までにお伺いいたします。

○茅根猛議長 市民生活部長。

○岡部芳雄市民生活部長 清掃センターにおきましては、24時間連続稼働できる炉が1基50トンのもので現在2基ございます。現在は炉の延命化を図るため、また経費削減を図るために2基の炉を交互に運転しております。1回目のご答弁でも申し上げましたように、発生熱量

60%の回収可能な熱量につきましては、約2,000カロリーということでございます。

以上です。

○茅根猛議長 菊池議員。

○8番（菊池伸也議員） 清掃センターの熱量については理解をいたしました。

次に、入札制度についての総合評価落札方式についてであります。試行導入からの取り組みが非常に少なく感じられました。県の事業においても、総合評価方式に移行しつつあると伺っております。私は、この入札方式は大変すばらしいと思っております。県事業の方式においても内容についてはほとんど同じでありまして、価格点以外の評価項目が、標準点を100としますと、工事成績評定が3、企業の施工実績が1、配置予定技術者の施工経験が1、優良工事が1、優秀技術者が1、災害協定が0.5、地域活動が0.5、地域拠点が2.0、新規雇用計画が2.0であります。多岐にわたる項目で加点をされております。その値を入札金額で割った数値を評価点としまして、入札参加者の比較、検討をするわけであります。よい品質の事業をするためや、地域企業等の育成のためにも重要と考えます。そこで、本市における今後の取り組みはどのようになるのかお伺いをいたします。

○茅根猛議長 総務部長。

○江幡治総務部長 総合評価落札方式の今後の取り組みでございますが、総合評価落札方式による工事の発注につきましては、一般の競争入札が、建設工事等審査委員会の日から契約の日までがほぼ一月なのに対しまして、この手続の過程の中で学識経験者の意見を聞くなど制度的に日数を要します。これが、ほぼ二月の日数が必要となっている状況でございます。この方式は手間と時間を要することから、急に件数を増やすというのは難しい状況にあると考えております。しかしながら、工事の品質を確保するという視点から、今後少しずつではあります。件数を増やしてまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 菊池議員。

○8番（菊池伸也議員） ご答弁ありがとうございます。私は大変すばらしい事業だと思っておりますが、大変時間がかかるということでもあります。しかしながら、よい品質の事業をするために今後ともご検討をいただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○茅根猛議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時40分散会